

輝け 男女笛吹プラン

第5次笛吹市男女共同参画プラン

Fuefuki City Gender Equality Promotion Plan

令和8年3月
笛吹市

はじめに

近年、社会の多様化が一層進む中で、男女がともに活躍できる環境の整備は、持続可能な地域社会の発展に欠かせない課題となっており、仕事や家庭、地域活動など、あらゆる場面での性別役割の固定観念を見直し、多様な価値観を尊重し合う社会の実現は、これまで以上に強く求められています。



本市では、平成18年3月の、男女共同参画推進計画「輝け男女 笛吹プラン」策定にはじまり、平成23年9月の「笛吹市男女共同参画推進条例」策定、平成27年3月の「男女共同参画都市宣言」など、男女が互いに尊重し合い、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

今回、新たに策定した「第5次笛吹市男女共同参画プラン」では、第4次プランで取り組んできた成果と課題を整理・分析した上で、これまで以上に実効性の高い計画とするため、男女共同参画社会の実現に向けた5つの基本目標と、それらを具体的に推進するための16の重点目標を掲げました。

これらの目標は、家庭や地域、職場など、あらゆる場面において、性別に関わらず誰もが人権を尊重され、自分らしく安心して生活し、社会参画できる環境をつくることを念頭に設定したものであり、市民の皆様や関係団体と連携を図りながら、男女共同参画を一層推進してまいります。

結びに、本プランの策定に当たりまして、熱心に御審議いただいた男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言を賜りました多くの市民、関係団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

笛吹市長 山下政樹

目次

第1章 計画策定の基本的な事項	1
1 計画策定の目的	1
2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間	4
第2章 本市の現状	5
第3章 第4次プランの課題整理	7
1 第4次プランの施策体系	7
2 第4次プランの目標達成状況	8
3 課題の整理	10
第4章 第5次プランの基本方針	16
第5次プランの施策体系	20
第5章 各基本目標の内容	22
基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり.....	22
基本目標2 男女が働きやすいまちづくり.....	27
基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり.....	32
基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり.....	39
基本目標5 男女共同参画推進体制の充実	42
数値目標(KPI)一覧	46
男女共同参画推進委員会 各部会取り組み一覧.....	47
第6章 計画の推進体制	48
1 附属機関	48
2 市民・企業・団体との協働による推進体制.....	48
3 庁内の推進体制	48

第7章 資料編 49

1	市民アンケート調査結果.....	49
2	諮問書	57
3	答申書	58
4	笛吹市男女共同参画推進条例.....	59
5	笛吹市男女共同参画審議会 委員名簿	66
6	笛吹市男女共同参画推進委員会 委員名簿	67
7	計画策定の経過	68



第1章 計画策定の基本的な事項

1 計画策定の目的

「輝け男女笛吹プラン(第5次笛吹市男女共同参画プラン)」は、「男女共同参画社会基本法 第14条第3項」及び「笛吹市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画基本計画」です。

本市では、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心できる社会の構築に向けて平成18年に第1次、平成23年に第2次、平成28年に第3次、令和3年に第4次の「輝け男女笛吹プラン」を策定し、男女共同参画に係る施策を展開してきました。

また、平成23年には市民との協働による「男女共同参画推進条例」を公布しました。さらに、平成27年には市と男女共同参画推進委員会が協力し、「男女共同参画都市」を宣言しています。

第4次計画(令和3~令和7年度)では、男女が平等で対等なパートナーとして、心豊かで安心できる社会の構築に向けて取り組みを推進してきました。

しかし現在もなお、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割意識が根強く残っており、育児や家事の多くが女性に偏る傾向にあります。そのため、女性のキャリアが中断されやすく、管理職への登用や賃金格差の要因となっています。また、男性の育児休業取得率も依然として低く、文化的・社会的な固定観念の影響が色濃く残っています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、非正規雇用の多い女性の雇用や収入に大きな影響を及ぼしました。加えて、家庭や育児の負担増、DV被害の増加など、女性に対する経済的・社会的な影響が深刻化し、男女共同参画社会の実現はこれまで以上に重要な課題となっています。

国際社会では、2030年までに持続可能な開発目標(SDGs)の目指すべき17のゴールの1つとして「ジェンダー平等の実現とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられており、この点も考慮した計画としています。



2 男女共同参画推進条例及び男女共同参画都市宣言

(1) 笛吹市男女共同参画推進条例:平成23年

本市初となる市民提案型の条例として、男女共同参画推進委員会との協働による笛吹市男女共同参画推進条例を制定しました(全文は資料編を参照)。

男女共同参画プランは、条例第3条の男女共同参画推進の基本理念に基づき策定を行っています。

本市では、笛吹市男女共同参画推進条例の7つの理念に基づいて男女共同の実現を目指しています。

笛吹市男女共同参画推進条例の7つの理念

- ① 個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保しましょう。
- ② 社会において活動していく上で、社会制度や慣行ができる限り中立なものとするよう配慮しましょう。
- ③ 性別にかかわらず、社会の対等な構成員として政策や事業者における方針の立案や決定に共に参画する機会を確保しましょう。
- ④ 家族一人ひとりがお互い協力し、社会の支援を受けながら、次世代を担う子育て、介護などの家庭生活で役割を果たすとともに、家庭以外の場でも活動できるようにしましょう。
- ⑤ 性別にかかわらず、それぞれの性についての理解を深めることで、妊娠・出産その他の性と生殖に関して、お互いの意思を尊重し、生涯にわたって健康で安全な生活を確保できるようにしましょう。
- ⑥ 地域、家庭、職場などあらゆる場面で暴力、虐待、他の人を不快にさせるような性的な言動をしないようにしましょう。
- ⑦ 国際的な取り組みにも目を向け、国際協調の理念のもとに男女共同参画社会を推進しましょう。

(2) 笛吹市男女共同参画都市宣言

本市は、市全体が一体となり「市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる男女共同参画都市 笛吹市」の実現に向けての機運を広く醸成するため「男女共同参画都市」を宣言しています。

笛吹市男女共同参画都市宣言

～認め合い 男女に奏でるハーモニー～

わたしたち笛吹市民は、甲斐の国千年の都、古くから、甲斐の国の中心として栄えた歴史あるまち、豊かな自然に恵まれ、桃・ぶどう日本一のまち、温泉と観光のまちを誇りにしています。

“わたしらしく、あなたらしく生きる”を合言葉に、自立した男女が互いに尊重し合い、社会の対等な構成員として責任をもって活躍でき、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、『男女共同参画都市』を宣言します。

- 1 わたしたちは、家族一人ひとりが性別により役割を固定されることなく、互いを認め協力し合う明るい家庭をつくれます。
- 1 わたしたちは、男女が平等で、個人としての能力や機会が公平に活かされる働く環境をつくれます。
- 1 わたしたちは、物事を決める場に男女が共に参画し、地域の一員としての役割を果たせる地域をつくれます。
- 1 わたしたちは、市と市民がともに手を携え、協働し、暮らしやすい世界をつくれます。



3 計画の位置づけ

笛吹市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」かつ「笛吹市男女共同参画推進条例」第12条第1項に定める男女共同参画を推進するための基本的な計画であるとともに、

- ①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「配偶者暴力防止基本計画」
- ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「女性活躍推進計画」
- ③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項に定められる「困難な問題を抱える女性支援計画」

を包含する計画として位置付けます。

また本計画は、第三次笛吹市総合計画及びその他各種関連計画との整合に配慮して策定しました。

4 計画の期間

第5次プランの推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、法改正等の社会情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

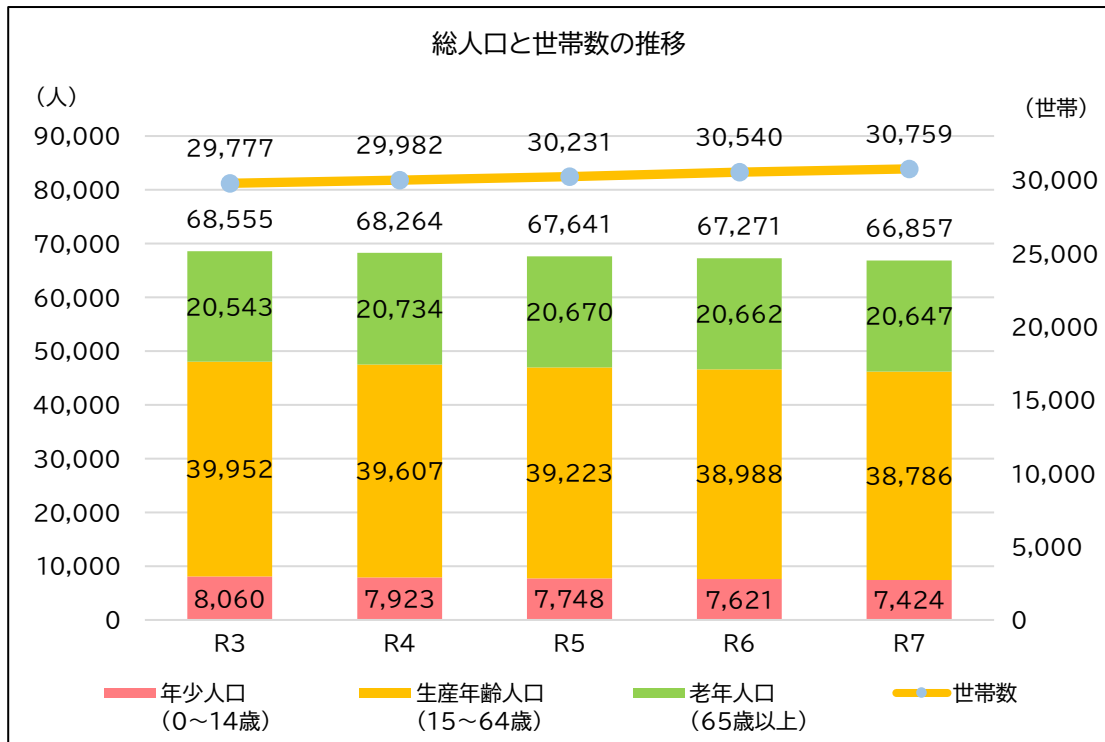
第2章 本市の現状

(1) 人口・世帯

令和3年から令和7年の本市の人口は、ゆるやかな減少傾向にあります。

年齢3区分では、老年人口が増加傾向に、生産年齢人口と年少人口が減少傾向となっています。特に年少人口の減少が大きくなっています。

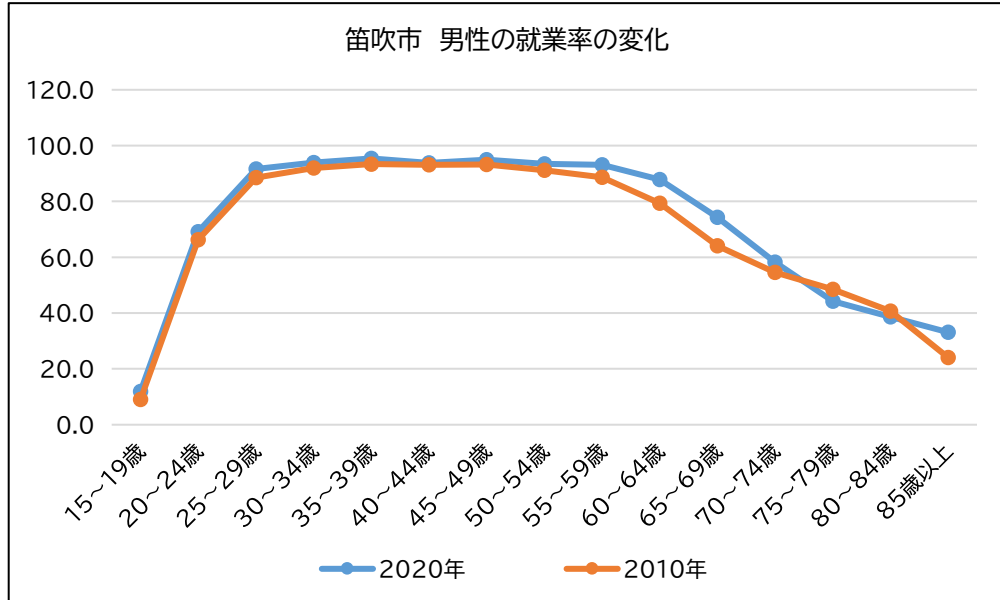
世帯数は緩やかに増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

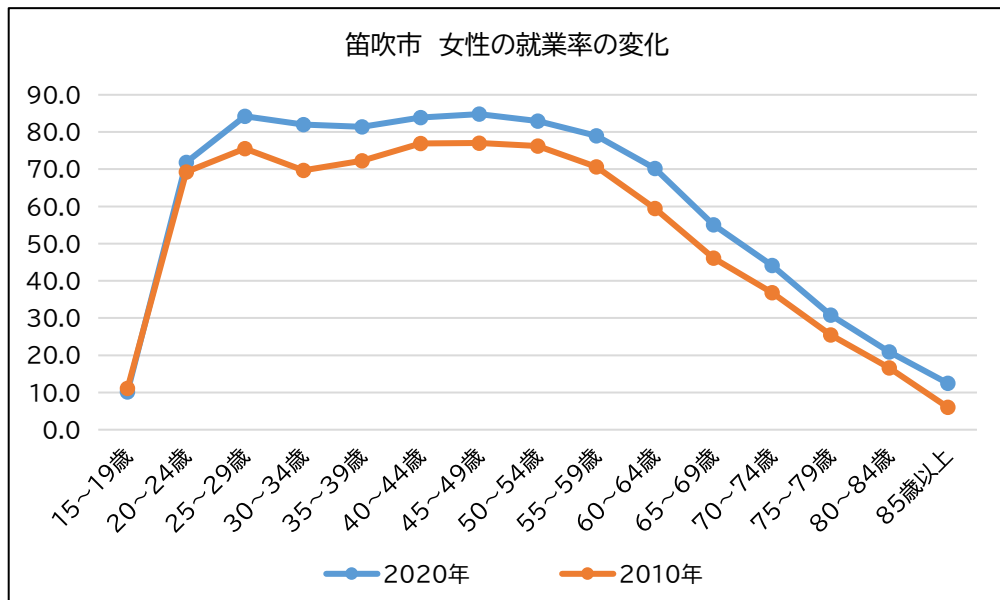
(2) 就業率

国勢調査のデータから、本市男性の就業率を10年前と比較すると、男性では、55～74歳と85歳以上の就業率が増加しており、高齢者就業の進展がみられます。



資料: 国勢調査

女性の就業率では、2010年と比較すると、20歳以上のすべて年代で就業率が向上しています。M字カーブの解消が進んでいることが伺えます。



資料: 国勢調査

第3章 第4次プランの課題整理

1 第4次プランの施策体系

第4次プランの施策体系を以下に示します。

第4次プランの施策体系

	基本目標	重点目標
1	男女の人権が尊重されるまちづくり	1-1 人権の尊重
		1-2 固定的性別役割分担意識の解消
		1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
2	男女が働きやすいまちづくり	2-1 ジェンダー平等の実現
		2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進
		2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進
3	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	3-1 性に応じた心と身体の健康の推進
		3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
		3-3 結婚から子育てまでの継続した支援
4	男女が地域で輝くまちづくり	4-1 地域における男女共同参画の推進
		4-2 防災・減災対策への女性の参画
5	男女共同参画推進体制の充実	5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大
		5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進
		5-3 多様な団体における男女共同参画の推進
		5-4 推進状況の検証

2 第4次プランの目標達成状況

第4次プランの評価指標（KPI）の目標達成状況は下表のとおりです。

目標を達成した項目は10項目、未達成の項目は11項目でした。

※実績値として令和6年と令和7年の数値を用いています。

基本目標	重点目標	数値目標(KPI)	単位	基準値	目標値	実績値	達成状況
				R元年	R7年	R6年	
1	1-1	人権擁護教室の参加者数	人	190	200	211	達成
	1-2	夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	66.8 (R2)	70.0	73.2 (R7)	達成
		男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	61 (R2)	100	139 (R7)	達成
	1-3	配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	43.8 (R2)	70.0	26.0 (R7)	未達成
2	2-2	保育所待機児童の数	人	0 (R2)	0 (R7)	0	達成
		参考指標 病児保育事業実施施設	箇所	1 (R2)	3 (R7)	3	達成
	2-3	家族経営協定の申請件数	件	66	68	81	達成
3	3-1	参考指標 特定健診男女別受診率（40～74歳）	%	男性47.4 女性53.0	男女ともに 60.0 (R7)	男性44.9 女性50.7	未達成
	3-2	参考指標 地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	%	4.1 (R2)	5.1 (R5)	2.2	未達成
		参考指標 自殺死亡率（住所地ベース）	—	18.65	前年の自殺死亡率を継続して下回る	23.8	未達成

基本目標	重点目標	数値目標(KPI)	単位	基準値	目標値	実績値	達成状況
				R元年	R7年	R6年	
	3-3	合計特殊出生率	—	1.39 (H30)	1.61	1.56	未達成
		参考指標 「ふえふき子育て 広場」ダウンロード 数	件	1,052	2,300 (R7)	1,790	未達成
		参考指標 子育て世代定住支 援事業の申請件数	件	110	170 (R7)	118	未達成
		参考指標 放課後等デイサー ビス利用者数	人	101	129 (R5)	219	達成
4	4-1	女性行政区長数	人	1	2	4	達成
		参考指標 市民活動・ボラン ティアセンターの 登録団体数	団体	63	71	58	未達成
		参考指標 市民講座参加者数	人	738	1,000	1,292	達成
	4-2	女性消防団員数	人	15	15	15	達成
5	5-1	市の管理職におけ る女性の割合	%	29.2	30.0	25.0	未達成
		審議会等の女性登 用割合	%	26.8 (R2)	30.0	29.9	未達成
	5-2	男女共同参画推進 条例を知っていると 答えた人の割合	%	38.1 (R2)	50.0	39.7 (R7)	未達成



3 課題の整理

第4次プランの数値目標の達成状況及びアンケート調査結果等から導出される課題について整理します。

全体

課題 男女共同参画社会の実現

少子高齢化と人口減少が進む中で、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる環境づくりは、地域の多様性と生産性を高める上で極めて重要ですが、本市ではその実現に向けた基盤が十分に整っているとは言えません。まず、男女共同参画に関する条例や計画の存在・内容が市民に十分浸透しておらず、市民生活との結びつきが弱いことが大きな課題となっています。

この結果、男女共同参画が身近な問題として認識されにくく、地域全体での理解や共感が広がっていない状況が続いています。

また、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、家庭、職場、地域活動などさまざまな場面で性別による役割が無意識のうちに固定化されています。こうした意識が男女それぞれの選択の幅を狭め、働き方の柔軟性や家庭生活の在り方にも影響を及ぼしています。加えて、地域活動や社会参画の機会が限定的となっている側面もあり、地域の意思決定や活動の担い手に偏りが生じている点も重要な課題です。

さらに、情報発信の手段が広報紙など限られた媒体となっており、市民の情報取得行動の変化に対応しきれていないことから、条例や施策との接点が十分に確保されていない点も課題です。学校・地域・企業など、生活の場面を横断した学びと実践の連動が弱く、男女共同参画の理解が深まりにくい状況があると考えられます。また、男性の育児・介護への参画を促す職場環境や評価制度が整っていないことも、意識と行動のギャップを生む一因となっている可能性があります。

このように、本市が抱える男女共同参画に関する課題は、①条例・計画の認知不足、②固定的役割意識の残存、③参画機会の偏在、④情報発信・学びの不足、⑤働き方をめぐる環境整備の遅れ、という複合的な要因が絡み合っており、地域全体での理解と行動が十分に広がっていないことが根本的な課題となっています。



基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

課題1 固定的性別役割分担意識の解消

アンケート調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに反対する市民の割合は、令和元年の66.8%から73.2%へと上昇しており、本市においても固定的性別役割分担意識の改善傾向がみられます。しかし、その増加幅は6.4ポイントにとどまり、依然として約3割の市民が固定的役割観を肯定的に捉えている可能性があります。

固定的性別役割分担意識は、性別によって担うべき役割が決まっているかのような価値観に基づくものであり、人としての能力や選択の自由を狭める要因となります。家事・育児・介護といった家庭内の役割が女性に集中しやすくなる一方で、男性は家計責任を過度に負い、柔軟な働き方や家庭参加が制限されるなど、男女双方に不利益をもたらします。こうした意識が社会のさまざまな場面に影響することで、キャリア形成、家庭生活、地域参画における機会格差を生むことにつながり、男女共同参画の理念に反する状況を維持させてしまいます。

また、固定的性別役割分担意識は家庭内だけでなく、学校教育や地域社会、職場文化にも影響を及ぼすため、世代を超えて再生産されやすい構造を持っています。

このように、本市における固定的役割分担意識の課題は、①改善傾向はあるものの根強い意識が残っている可能性があること、②性別に基づく役割の固定が個人の選択や能力発揮を阻害していること、③世代を超えて継承されやすい構造的課題であること、という複合的な側面を含んでいます。男女共同参画社会の実現を目指す上で、意識面の改善が依然として重要な課題となっています。

課題2 男女に対するあらゆる暴力の根絶

アンケート調査では「配偶者暴力相談支援センター」という言葉の認知が令和元年の43.8%から令和7年には26.0%へと、大幅に低下しており、相談先が認知されていない実態がうかがえます。窓口の呼称・連絡先が媒体ごとに統一されていないことが背景にあると考えられます。

加えて、若年層に広がる交際相手からの「デートDV」や、監視アプリ・位置情報共有・画像拡散などデジタル手段を伴う支配的暴力も社会問題化してきています。このような新たな暴力に対する相談支援の体制整備も課題として捉えられます。



基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

課題1 ジェンダー平等の実現

近年、働き方改革の推進や多様な人材活躍が求められる中で、性別にかかわらず能力を発揮できる職場環境を整えることが重要となっています。しかし、本市のアンケート結果からは、職場における男女平等の実感が依然として十分に得られていないことが示されています。

職場で「男性が優遇されている」と回答した人は「非常に優遇されている」14.4%、「どちらかといえば男性が優遇されている」33.9%の計48.3%に達し、回答者の約半数が男性優遇を感じています。一方で、「女性が優遇されている」と捉えた人は計7.0%にとどまり、「男女平等になっている」と回答した人も28.1%にとどまっています。この結果は、男女平等がまだ十分に実現されていないという市民の認識を示しています。

背景には、評価や昇進、役割分担、働き方の柔軟性といった職場文化に、依然として「見えない性別役割分担意識」が強く影響していることが挙げられます。従来からの長時間勤務や時間的制約のない働き方が評価されやすい文化は、家事・育児・介護を担いがちな女性に不利益となり、管理職や意思決定層に男性が多く残る構造を固定化しています。

加えて、女性はロールモデル不足や相談しづらさ、男性は育児休業や柔軟な働き方を選択しにくい雰囲気など、性別によって異なる「制度には表れてこない隠れた制約」が存在しており、こうした文化的・構造的な課題が複合的に男女平等の妨げとなっています。

これらの状況から、本市におけるジェンダー平等の課題は、①職場文化に根付いた性別役割意識、②能力発揮の機会格差、③男女双方が働きづらさを抱える環境、という複合的な問題として顕在化しており、働きやすい社会の実現に向けた重要な課題となっています。

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

課題1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が生涯を通じて健康で安心して暮らすためには、性差やライフステージに応じた健康支援が不可欠ですが、本市ではその基盤が十分に整っているとはいえない状況がみられます。特に女性は、妊娠・出産、月経、更年期といった男性とは異なる健康課題を抱えており、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」¹（性と生殖に関する健康と権利）への理解と支援が求められます。

さらに、特定健診の受診率は減少傾向にあります。令和元年の男性47.4%・女性53.0%から、令和6年には男性44.9%・女性50.7%へと低下しており、疾病の早期発見につながる健診行動が定着していない状況がみられます。受診率の低下は、健康意識や生活習慣、仕事や家庭との両立、情報提供の不足など複合的な要因が背景にあると考えられます。

また、本市の自殺死亡率は深刻な状況にあります。令和元年の18.65から令和6年には23.8と約1.3倍に増加しており、「前年を下回る」という市の目標が達成できていません。自殺は個人の問題だけでなく、経済状況、家庭環境、孤立、健康問題、学校・職場のストレスなど社会的・環境的要因が重なって生じるものであり、市民への総合的なサポート体制の構築が課題と考えられます。

これらの状況から、本市における生涯の健康づくりには、①性差やライフステージを踏まえた健康理解の不足、②健診受診率の低下、③自殺死亡率の上昇といった、複合的で深刻な課題が存在しています。


基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

課題1 地域における男女共同参画の推進

地域活動や自治会運営は住民自治の根幹を支える重要な取り組みですが、本市では女性が十分に参画・活躍できていない現状が見受けられます。アンケート結果では、地域の役員に男性が多い理由として「女性が役員を引き受けることに消極的なため」が37.5%、「役員は男性がやるべきという考えがあるため」が27.2%を占めており、地域社会に依然として性別に基づく固定的役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

女性が地域で役割を担いたいと思っても、周囲に相談できる経験者が少ない、役職が男性中心に引き継がれていく慣行が続いている、家事・育児などの負担により時間的余裕が確保しづらいなど、複数の要因が参画を阻害していると考えられます。また、役員や担い手が固定化されることで、女性が地域の意思決定に関わる機会が限られ、多様な視点が地域運営に十分反映されていない可能性も指摘されます。地域課題は、子育て支援、防災、高齢者福祉など複雑化しており、女性を含む多様な住

¹ 子どもを持つか持たないか、いつ・何人持つかを自分自身で決める権利と、そのための健康が守られることです。



民の声が不可欠であるにもかかわらず、その基盤である参画機会が十分に確保されていない点は大きな課題といえます。

さらに、性別役割分担意識は地域の慣行や文化と深く結びつき、制度改善だけでは変わりにくい構造的な問題として長年残存してきた背景があります。このような状況が続くことで、地域の人材活用が限定され、結果として担い手不足にもつながりかねません。

以上のことから、本市の地域活動における課題は、①性別に基づく固定観念、②女性が参画しづらい環境・慣行、③意思決定への女性参画不足、④地域の多様性欠如による課題解決力の低下、といった複合的な側面を有しており、地域における男女共同参画の推進が喫緊の課題となっています。

課題2 防災・減災対策への女性の参画

災害時に住民が安全に避難し、安心して生活できる環境を整えることは自治体の最重要課題の一つですが、本市では防災対策における性別配慮が十分ではないという認識が広く存在しています。アンケート調査では、防災対策や避難所運営において「性別などに配慮した対応が必要」との回答が、「必要」65.5%、「どちらかといえば必要」24.2%、計89.7%と圧倒的多数にのぼっており、性別への配慮が現状では不足しているとの市民の強い問題意識が示されていると考えられます。

背景には、過去の災害で指摘されてきた避難所環境の課題があります。具体的には、着替えや授乳のためのプライバシー確保、生理用品の不足、夜間の安全確保、防犯面での不安など、女性特有のニーズが十分反映されていない状況があります。また、子ども、高齢者、障がいがある人、外国ルーツの住民、性的マイノリティなど「災害弱者」とされる多様な立場の人々への対応も不十分であり、避難生活での安心が十分に確保されていない実態が浮き彫りになっています。

国のガイドラインでは、避難所ゾーニングや女性相談窓口の設置、乳幼児用品・生理用品の備蓄、意思決定の場への女性参画などの重要性が示されています。

今回の調査結果が示す「性別配慮が必要」という多くの声は、本市の防災体制が市民に十分に周知されていないことの表れとも捉えられます。多様な住民が災害時にも安心して暮らせる環境が整っていることを市民に分かりやすく伝えていくことが課題です。



基本目標5 男女共同参画推進体制の充実

課題1 男女共同参画条例と宣言の普及と推進

男女共同参画社会の実現は、市民が性別にかかわらず能力を発揮し、安心して暮らせる地域づくりの基盤ですが、本市ではその理念や施策が十分に浸透しているとは言い切れない状況が続いています。

アンケート調査では、「男女共同参画推進条例を知っている」と回答した市民は令和2年の38.1%から令和7年に39.7%へと、わずか1.6ポイントの増加にとどまり、目標の50.0%には届いていません。条例制定から時間が経過しているにもかかわらず認知度が伸び悩んでいることは、市民の理解が深まっていないことを示しており、条例や計画が生活の中で身近に感じられていないという課題があります。

背景には、男女共同参画施策が「特定の人に向けたもの」と誤解され、家庭や職場、地域活動など日常生活に関わる課題として捉えられていないことが考えられます。

さらに、ジェンダーをめぐる社会問題は多様化・複雑化しており、セクシュアル・ハラスメント、DV、多様な性の理解など、行政として対応すべき領域が年々広がっています。しかし、こうした課題に体系的に対応する推進体制が十分整っているとはいいがたく、行政内部の連携や男女共同参画推進委員会との協働、市民・企業・地域団体との連携も一層の強化が求められます。

これらの状況から、本市では「条例が知られていない」「理念が共有されていない」「生活課題として認識されていない」「推進体制が十分でない」という複合的な課題が生じており、男女共同参画を市全体の重点課題として位置づけ直す必要性が示されています。



第4章 第5次プランの基本方針

全体 男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けては、市民の理解促進と行動変容を同時に進める体系的な施策が必要です。まず、「わかる」を広げるために、条例や計画の狙いを平易な言葉と具体事例で示すなど、学校・地域・企業を横断した多層的な啓発を展開します。

次に、「やってみる」を増やすため、男性の育休取得促進や家事・育児のシェア実践、地域活動への参画プログラムを実施し、成功事例をモデル化して広めていきます。

さらに、「続けられる仕組み」を構築するため、企業・団体との協働により、働き方や評価制度、相談体制の整備を進めます。

これらの取り組みを指標に基づき毎年度検証し、PDCA²により継続的に改善することで、市民が日常の中で変化を実感できる持続的な推進体制を確立することができます。

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

固定的な性別役割分担意識は依然として地域に根強く残っており、個人の選択を制約する要因となっています。また、男女に対する暴力やデジタル手段を伴う支配的行為、若年層のデートDV、外国ルーツ住民や性的マイノリティなど、多様な層で相談先が分かりにくい状況も生じています。これらの背景には、条例や支援制度に関する情報が十分に届いていないこと、媒体ごとに表現が統一されていないこと、広報が市民の行動様式の変化に追いついていないことがあると考えられます。


そのため、年齢層や生活状況に応じた分かりやすい情報発信を進めるとともに、学校・地域・企業が連携した啓発を強化し、相談体制を明確化してアクセスしやすくすることが重要です。これにより、誰もが安心して学び・相談し・行動できる環境づくりを進めていきます。

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

働き方改革の進展や多様な人材活躍が求められる中で、性別にかかわらず誰もが能力を発揮できる地域社会を実現するため、行政として事業者に対して積極的な働きかけと支援を行います。

まず、長時間勤務を前提とした働き方や、評価・昇進における無意識の性別役割意識、男性の育児休業取得の難しさなど、企業内に残るジェンダー不平等につながる慣行の見直しを促進します。そのため、事業者が性別に依らない公正な評価制度の確立や、男女双方のワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方へ転換できるよう、情報提供などを通して支援します。また、女性管理職や専門職の育成・登用を後押しするための支援も実施していきます。

² 計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)の4段階を継続的に繰り返すことで、事務事業や施策の質を不断に改善していく管理手法のことです。



併せて、男性の育児休業取得や育児期の柔軟な働き方を推進するため、制度の理解促進および職場風土づくりに向けた企業への助言や周知啓発を行います。

さらに、テレワーク、短時間勤務、フレックスタイム制度など、多様で柔軟な働き方の導入を企業が進められるよう、制度面・運用面の好事例の紹介、補助制度等の情報提供を行い、地域全体で働きやすい職場環境の形成を支援します。

これらの取り組みを通じて、地域の事業者が性別にかかわらず多様な人材が活躍できる職場づくりを主体的に進められるよう後押しし、誰もが安心して能力を発揮できる社会の実現をめざします。

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

男女が生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域社会を実現するため、行政として、性差やライフステージに応じた健康支援を総合的に推進します。特に、女性が抱える妊娠・出産、月経、更年期といった特有の健康課題に対応するため、相談体制の整備や医療機関との連携強化、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正確な情報提供と啓発を進め、女性が自らの健康について適切に判断し、必要な支援につながれる環境づくりを行います。

また、特定健診の受診率が減少している現状を踏まえ、疾病の早期発見に向けた受診促進を図るため、受診勧奨の強化、年代別・性別の健康課題に応じた広報の工夫、地域や職場と連携した受診機会の確保など、多様なアプローチにより健康管理の意識を高めていきます。

加えて、自殺死亡率の増加という深刻な課題に対応するため、地域全体で支え合う仕組みづくりに取り組みます。行政窓口・医療・福祉機関等との連携を強化し、相談しやすい体制の充実、孤立防止につながる居場所づくり、学校や職場におけるメンタルヘルス教育の推進など、多層的な支援策を展開します。また、ゲートキーパー³の養成や理解促進を進め、早期発見・早期対応が可能な地域づくりをめざします。


これらの取り組みを総合的に進めることで、すべての住民が性別や年齢に応じた適切な支援を受けながら、健康で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を図ります。

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

地域活動が住民自治を支える重要な基盤であることを踏まえ、行政として、男女が参画しやすい地域環境づくりを促進します。女性が地域の役員を担いにくい背景として指摘される、性別役割分担意識や家事・育児負担の偏りなどに対応するため、自治会や地域団体に向けて意識啓発を行い、役員選出の在り方や活動の負担軽減に関する見直しを支援します。また、女性をはじめ多様な住民が意思決定の場に参画できるよう、事例紹介や相談支援を通じて地域の体制づくりを後押しします。

防災・減災分野においては、避難所でのプライバシー確保、女性特有のニーズへの対応、防犯対策など、多様な住民が感じる不安に対応するため、地域防災計画や

³ 悩みを抱えている人、心理的に追い詰められている人の変化に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援（専門機関など）につなげ、見守る役割を担う人のことです。



避難所運営マニュアルへの男女双方の視点の反映を促進します。具体的には、避難所でのゾーニング・更衣スペースの確保・生理用品の備蓄等の配慮事項の周知、自治会や自主防災組織への研修を実施し、地域の防災力向上を支援します。

さらに、地域の担い手不足が進む中で、男女問わず誰もが無理なく活動に参加できる仕組みを整えるため、活動日程や役割の柔軟化、育児中の世帯にも参加しやすい仕組みづくりなどの取り組みを推進します。

これらの取り組みを通じて、地域活動や防災・減災の場に多様な視点が反映され、男女が等しく参加・活躍できる地域社会の形成をめざします。

基本目標5 男女共同参画推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向け、行政として市民の理解促進と参画の基盤づくりを強化します。まず、男女共同参画条例や関連施策の意義を市民に分かりやすく伝えるため、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信を推進し、行動様式の変化に適した広報手法を展開します。

併せて、「男女共同参画は特定の人だけの課題ではなく、すべての市民に関わるテーマである」ことを示すため、生活に身近な具体例を取り入れた啓発を進め、市民の共感と理解を広げます。

さらに、ジェンダー課題が多様化する中で、行政内部の連携体制を強化し、関係各課が横断的に取り組める仕組みを整えます。推進委員会との協働を深めるとともに、地域団体や企業との連携を進め、地域全体で課題を共有しながら施策を展開できる協働体制を構築します。また、次世代の担い手となる若年層への教育・啓発を重視し、学校等への啓発事業を実施します。

市民が主体的に男女共同参画の推進に関われるよう、市民参画の場づくり、意見反映の仕組みの整備、ワークショップや講座の開催等を通じて、市民が自ら課題を認識し行動につなげられる環境を整備します。これらの取り組みにより、市全体で男女共同参画を推進する基盤を強化し、市民・地域・企業・行政が一体となって理念を共有し実現に向けて取り組む体制の構築をめざします。



第5次プランの施策体系

総合目標	基本目標	重点目標
男女共同参画社会の実現	基本目標1	
	男女の人権が尊重されるまちづくり	1-1 人権の尊重
		1-2 固定的性別役割分担意識の解消
		1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶
	基本目標2	
	男女が働きやすいまちづくり	2-1 働く場におけるジェンダー平等の実現
		2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進
		2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進
	基本目標3	
	男女が健康で安心して暮らせるまちづくり	3-1 生涯にわたる健康づくりの推進
		3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備
		3-3 結婚から子育てまでの継続した支援
		3-4 困難な問題を抱える女性への支援
	基本目標4	
	男女が地域で輝くまちづくり	4-1 地域における男女共同参画の推進
		4-2 防災・減災対策への女性の参画
	基本目標5	
	男女共同参画推進体制の充実	5-1 政策方針決定過程への女性の参画の拡大
		5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進
		5-3 多様な団体における男女共同参画の推進
5-4 推進状況の検証		



施策の方向

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し
- 3 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取り組みの推進

- 1 固定的性別役割分担意識の解消を促す取り組みの推進
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

- 1 各種相談窓口の情報の発信

- 1 働く場におけるジェンダー平等の推進
- 2 男女の賃金格差是正に向けた啓発の推進

- 1 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進
- 2 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援
- 3 各種相談窓口の情報の発信（再掲）

- 1 農業経営者における家族経営協定締結の推進
- 2 自営業者における男女共同参画の推進

- 1 女性の特性に応じた健康への支援
- 2 ライフステージに応じた心と身体の健康への取り組みの充実

- 1 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実
- 2 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実
- 3 障がい者の自立に対する各種支援及び充実

- 1 結婚から子育てまでの各種支援制度の充実と情報発信及び普及

- 1 相談機能の充実や一時保護・自立支援体制の構築

- 1 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発
- 2 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実

- 1 防災・減災分野における女性の参画の推進

- 1 市政や審議会等への女性の参画の推進

- 1 男女共同参画条例と宣言の普及と推進

- 1 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備

- 1 年次状況報告の公表
- 2 モニタリング制度の創設

第5章 各基本目標の内容

基本目標1 男女の人権が尊重されるまちづくり

重点目標1-1 人権の尊重

笛吹市男女共同参画推進条例第3条は、個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人の能力発揮の機会が確保されること、その他人権が尊重されることを基本理念として定めています。この理念の実現に向け、誰もが個性と能力をいかして「自分らしく」生きられるよう、一人ひとりが固定的な性別役割観を見直し、ジェンダー（社会的性別）の視点を踏まえて社会の様々な仕組みや慣行を点検・改善していきます。併せて、SOGI⁴（性的指向・性自認）を含む心と身体多様性に関する正確な情報提供と学習機会を広げ、差別や偏見のない社会の醸成を進めます。さらに、年代や生活状況によって受け止め方や課題が異なることを踏まえ、学校・地域・職場・オンライン等で効果的な普及啓発手法を工夫し、継続的な取り組みを推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 人権教育・啓発の推進
- 2 ジェンダーに基づく慣習の見直し
- 3 一人ひとりが自立した個人として自分らしく生きるための取り組みの推進

具体的事業	部局
①人権意識を高める学習の充実 ●年2校を対象に「人権教室」の開催 ●人権の花の贈呈 ●人権メッセージカードと花の種をつけた風船を空に飛ばすバルーンリリースの実施	市民生活部 市民活動支援課
②中学生向け「命の授業」開催 ●母子保健事業の一環として市内中学校全5校を対象に教育委員会・市内中学校と連携して実施	子供すこやか部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課
③ジェンダーに基づく慣習見直しの啓発 ●男女共同参画推進委員会と協働し、広報や学校での講話を通しての啓発	市民生活部 市民活動支援課

⁴ 性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を組み合わせた言葉です。「どのような性を好きになるか(性的指向)」と「自分の性をどう認識しているか(性自認)」を指します。特定の誰かを指す言葉ではなく、すべての人が持っている属性であり、互いの多様性を認め合うための概念として用いられます。

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう
- 人権について積極的に学習しましょう

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
人権擁護教室の開催数	回	2	3	市民生活部 市民活動支援課

重点目標1-2 固定的性別役割分担意識の解消

男女共同参画は男性にとっても暮らしやすさや生きやすさの向上につながる重要な取り組みであり、男女が共に進めていくものです。職場・企業にとどまらず、家庭や学校、地域など生活のあらゆる場に視点を広げ、アンコンシャス・バイアス⁵（無意識の偏見）によって一方の性に不利が生じないように配慮しつつ、幼少期から大人までを対象とした分かりやすい広報・啓発と学びの機会を計画的に展開します。

また、「女はこうあるべき・男はこうあるべき」といった固定的性別役割分担意識の受け止め方が年代や立場によって異なることを踏まえ、対象や場面に応じた手法（学校教育・地域学習・職場研修・オンライン発信等）を組み合わせ、効果的かつ継続的な取り組みを推進します。

▶施策の方向性

- 1 固定的性別役割分担意識の解消を促す取り組みの推進
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的事業	部局
①第5次プラン概要版作成及び配布による普及啓発 ●概要版の全戸への配布、関係機関等への配布を行い周知	市民生活部 市民活動支援課

⁵ 過去の経験や周囲の環境、教育などから、無意識のうちに身についた「偏った見方」や「思い込み」のことです。

②男女共同参画を推進する教育・学習

- 男女共同参画推進委員会と協働によるフォーラムの開催
- 男性を交えた料理教室開催
- 民間企業との対話実施、学習会の開催

市民生活部
市民活動支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 家族の料理教室等を開催し、家事・育児・介護などにおける男女共同参画に関する男性の理解を促進します

市民ができる実践例

- 家事・育児・介護などの役割を固定せず、協力しながら共に行うことを意識しましょう
- 家事の分担などについて、夫婦や家族で話し合う機会を意識して設けましょう
- 学習会などに積極的に参加しましょう

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R7)	目標値 (R12)	部局
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	73.2	75.0	市民生活部 市民活動支援課
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	139	185	市民生活部 市民活動支援課
男性職員の育児休暇取得率	%	—	100	総務部 総務課

重点目標1-3 男女に対するあらゆる暴力の根絶

【配偶者暴力防止基本計画】

性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント等、親密な関係を含むあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、決して許されません。配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある（またはあった）相手からの暴力（DV）は、身体的暴力に限らず、精神的・経済的・性的な加害も含まれます。被害者の中には、自らがDV被害を受けている認識に至っていない場合もあるため、DVとは何かを正しく知るための普及啓発と相談先の周知を継続して行っていきます。

DVは男女・年齢を問わず、誰もが被害者にも加害者にもなり得ます。SNS等のオンライン環境では、交際相手からの暴力（デートDV）や、私事性的画像の拡散などの“ネット上の性暴力”が問題化しており、こうした被害の防止に関する法制度（リベンジポルノ防止法）も整備されています。

私たちは、被害からの回復支援の充実に加え、学校・地域・職場・オンラインを含むあらゆる場での予防啓発を進め、「暴力を容認しない」社会規範の醸成と暴力の根絶をめざします。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 各種相談窓口の情報の発信

具体的事業	部局
① 県配偶者暴力相談支援センターとの連携 ● 県の配偶者暴力支援センターと連携を取りながら対応	市民生活部 市民活動支援課
② 県配偶者暴力相談支援センターの普及啓発 ● 相談支援センターの情報を市ホームページや窓口、公共施設等で周知	市民生活部 市民活動支援課
③ 総合相談 ● 弁護士、司法書士による無料相談会の開設し、市民が普段の生活の中で抱える様々な問題に対して相談できる環境を整備	市民生活部 市民活動支援課
④ 人権擁護相談（年2回）、行政相談（月1回） ● 人権擁護委員が年2回（6月、12月）特設人権相談所を開設し、いじめや、差別をはじめとする人権侵犯事件の被害者救済を図る ● 行政相談委員による相談会。国の行政などの苦情や意見・要望や相談などを受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行う	市民生活部 市民活動支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、人権尊重に関する普及啓発活動を行います
- 市と協働し、あらゆる暴力の根絶に関する普及啓発活動を行います

市民ができる実践例

- DVは人権侵害であるという認識を持ちましょう
- 学習会などに積極的に参加しましょう
- 家庭内暴力（児童虐待を含む）の根絶に努めましょう

数値目標（KPI）

	単位	基準値 (R7)	目標値 (R12)	部局
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	26.0	70.0	市民生活部 市民活動支援課

基本目標2 男女が働きやすいまちづくり

重点目標2-1 働く場におけるジェンダー平等の実現

本市の女性の年齢階級別労働力率は、出産・育児期に低下するいわゆる「M字」傾向はあるものの、全国的には近年、その底が浅くなる、あるいは解消に向かう動きが見られます。一方、「正規雇用」に着目すると、若年層では高いものの、年齢とともに低下するいわゆる「L字」傾向が指摘されており、就業継続やキャリア形成の面で課題が残されています。非正規雇用については、直近の統計においても女性の比率が男性より高い状況が続いており、本市においても同様の傾向が見られます。こうした雇用形態の違いは、賃金水準や昇進機会、将来的な生活の安定に影響を及ぼすことから、実態を踏まえた対応が求められています。

また、「主たる稼ぎ手は男性」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は、働き方や人材活用の選択肢を狭める要因となっています。職場をはじめ、家庭や地域社会において、誰もが性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりを進めることが重要です。

▶ 施策の方向性

- 1 働く場におけるジェンダー平等の推進
- 2 男女の賃金格差是正に向けた啓発の推進

具体的事業	部局
①ジェンダー平等の実現 ●男女共同参画推進委員等による講話や広報・啓発活動を通じて、性別にとらわれない職業選択や働き方に関する理解促進を図る	市民生活部 市民活動支援課
②男女の賃金格差是正の推進 ●雇用形態や職種による男女の賃金格差について実態把握を行い、その結果を踏まえ、事業者への情報提供や意識啓発を実施	産業観光部 観光商工課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、ジェンダー平等に関する普及啓発活動を行います

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう

重点目標2-2 多様な働き方の実現と女性の活躍の推進

【女性活躍推進計画】

日本は世界有数の長寿社会にあり、働き方やキャリア形成を巡る環境は、従来の新卒一括採用・終身雇用・年功型賃金を前提とした雇用慣行の見直しを含め、変化が進んでいます。こうした流れを踏まえ、誰もが意思に基づき個性と能力を発揮できるよう、職場・家庭・地域のあらゆる場面で活躍を支える取り組みを進めます。

両立支援では、育児・介護と仕事を両立できる環境整備を推進します。育児休業制度は改正により、出生直後に柔軟に取得できる「産後パパ育休」の創設・運用や、2025年4月からの段階的な制度見直し等が行われており、男性の育休取得状況の公表義務も対象企業が拡大されます。制度の周知にとどまらず、希望者が利用しやすい職場風土の醸成（上司・同僚の理解、業務設計の見直し、情報共有のルールづくり等）を重視します。

また、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産等に関連するマタニティ・ハラスメント、育児取得希望者へのパタニティ・ハラスメントなど、各種ハラスメントの防止は、誰もが働きやすい環境づくりの前提となります。法改正により、事業主にはハラスメント防止措置（方針明確化・相談体制整備・再発防止等）が義務付けられており、引き続き実効的な取り組みを推進します。

上記の方針に基づき、両立支援制度の活用促進、職場風土の改善、人事制度や業務運用の見直しを一体的に進め、ジェンダー平等と誰もが活躍できる社会の実現をめざします。

▶ 施策の方向性

- 1 職場における男女共同参画についての企業の理解の推進
- 2 多様なライフスタイルに合わせた働き方のための支援
- 3 各種相談窓口の情報の発信（再掲）

具体的事業	部局
①「えるぼし」認定の周知啓発 ● 県と協力し周知啓発を行い、認定企業の増加を図る	市民生活部 市民活動支援課
②病児保育事業 ● 病気により集団保育等が困難な児童を病院等の専用スペースで一時的に保育する事業に要する経費の一部を補助 ● 保育所等に通所している児童が保育中に体調不良となった際に、緊急的及び保健的な対応を行う事業に要する経費の一部を補助	子供すこやか部 保育課



<p>③放課後児童健全育成事業(学童保育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就労等により昼間保護者がいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る 	<p>子供すこやか部 子育て支援課</p>
<p>④総合相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弁護士、司法書士による無料相談会の開設し、市民が普段の生活の中で抱える様々な問題に対して相談できる環境を整備 	<p>市民生活部 市民活動支援課</p>
<p>⑤人権擁護相談(年2回)、行政相談(月1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護委員が年2回(6月、12月)特設人権相談所を開設し、いじめや、差別をはじめとする人権侵犯事件の被害者救済を図る ●行政相談委員による相談会。国の行政などの苦情や意見・要望や相談などを受け付け、助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行う 	<p>市民生活部 市民活動支援課</p>

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 育児休業制度・介護休業制度の充実、企業の理解を推進します
- ワーク・ライフ・バランスの普及を行います
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります

事業者が行うこと

- 従業員一人ひとりが働き続けることができるよう、家事・育児・介護等と両立できる環境整備を進めましょう
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう
- 交流会や研修会に積極的に参加しましょう

市民ができる実践例

- 育児・介護休業制度に対する理解を深めましょう
- 長時間労働の削減等ワーク・ライフ・バランスに努めましょう(適切に多様な制度を活用しましょう)

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
保育所待機児童 の数	人	0	0	子供すこやか部 保育課

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
病児保育事業 実施施設	箇所	3	4	子供すこやか部 保育課

重点目標2-3 農業などの自営業者における男女共同参画の推進

本市は、「日本一桃源郷」宣言などに象徴されるように、果樹を核に、農業や宿泊・飲食等の観光関連産業が盛んな地域です。

一方で、農業従事者の高齢化や担い手減少が進み、農家数の減少など構造的課題への対応が急務となっています。

こうした中、農産物の生産・加工・販売を一体で進める「6次産業化」に女性の視点・参画を取り入れることは、商品企画や販路開拓等の多様な価値創出につながり、経営の活力強化に資するとされています。

併せて、家族農業経営等における経営方針・役割分担・就業環境等を家族で合意する「家族経営協定」の普及・活用を進め、家族全員が参画しやすい体制づくりを後押しするとともに、「家族経営協定」の考え方を参考に、農業以外の家族経営においても、家族全員が対等に参画しやすい事業運営の促進を図ります。

これらの取り組みを通じて、女性の活躍を含む多様な主体の参画を促し、農業の持続可能性と観光との相乗効果による地域の一層の活性化をめざします。

▶ 施策の方向性

- 1 農業経営者における家族経営協定締結の推進
- 2 自営業者における男女共同参画の推進

具体的事業	部局
<p>①家族経営協定に関する広報等による周知、相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家族間で責任のある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに健康で明るい家庭の建設を目的に、農業経営に関する家族経営協定の締結に向けた支援の実施 	<p>産業観光部 農林振興課</p>
<p>②自営業者における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 推進委員会と連携し、農業以外の家族経営の自営業者を対象に、事業運営、家事、育児、介護等の役割分担の見直しなど、男女共同参画を促進するための啓発の実施 	<p>市民生活部 市民活動支援課</p>

事業者が行うこと

- 「家族経営協定」についての理解を深め、活用を検討しましょう
- 家族経営における経営方針や役割分担について定期的に話し合いを持ちましょう

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 家族経営協定について市と協働して普及啓発を行います

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
家族経営協定の申請件数	件	81	100	産業観光部 農林振興課

基本目標3 男女が健康で安心して暮らせるまちづくり

重点目標3-1 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が互いの身体的・生理的な違いを理解し、尊重しながら生活していくことは、男女共同参画の前提です。生涯を通じた健康については、妊娠・出産や月経、更年期などライフステージごとに特性が異なることを踏まえ、性差に応じた支援と「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ⁶（性と生殖に関する健康と権利）」の理解を広げます。

そのため、性差を考慮した健診・保健・相談体制の充実を図り、思春期から高年期まで切れ目のない支援（思春期の心身の課題、産前産後の健康、更年期の心身の課題等）を推進します。

心の健康面では、思春期のメンタルヘルス支援（早期相談・学校や医療との連携）や、更年期に関連する不調への配慮を進めます。性感染症予防では、正確な知識の普及、検査・受診につながる環境整備、ワクチンで防げる感染症に関する情報提供を行います。さらに、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深め、差別や偏見の解消に取り組みます。

▶ 施策の方向性

- 1 女性の特性に応じた健康への支援
- 2 ライフステージに応じた心と身体の健康への取り組みの充実

具体的事業	部局
①各種検診を受ける機会の提供 ● 特定健診・健康診査・がん検診・骨粗しょう症検診等の実施	保健福祉部 健康づくり課
②こころの健康相談 ● 精神科医師、公認心理師による心の悩みや不安などの相談・カウンセリングの実施	保健福祉部 健康づくり課
③エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ⁷ の実施 ● 産後うつ病のスクリーニングとして、産後2週間健診、産後1か月健診、乳児訪問時に実施 ● 高リスクの方には必要な支援の実施	子供すこやか部 子育て支援課

⁶ 性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり（ヘルス）、子どもを産むか産まないか、いつ・何人産むかなどを自分自身で決められる権利（ライツ）のことです。

⁷ 産後のお母さんの心の健康状態を確認するための、世界的に広く普及している自己記入式の質問票です。10項目の簡単な質問からなり、点数化することで、産後うつ病の早期発見や、専門的な支援が必要な状態かどうかを判断する目安として活用されます。

④プレコンセプションケア⁸の周知、相談、講座の開催

- 若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合い、より豊かで幸せな人生につながるよう周知、相談の場を設けるとともに、講座を開催

子供すこやか部
子育て支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 互いの性を理解するための学習会、LGBTQ⁹などについて市と協働し学習の場を提供します

市民ができる実践例

- 人生100年時代に向けて健康づくりに努めましょう(適切に多様な制度を活用しましょう)

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
特定健診 男女別受診率 (40~74歳)	%	男性44.9 女性50.7	60.0	保健福祉部 健康づくり課

重点目標3-2 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

非正規雇用労働者やひとり親、生活上の困難を抱える方に対しては、就労支援・居住支援・家計改善支援などを組み合わせる「生活困窮者自立支援制度」を軸に、早期から切れ目なく支援し、貧困の予防と世代間連鎖の断絶をめざします。

制度改正により、関係機関の連携強化や支援対象の拡充が進められている点も踏まえ、実効性を高めます。ひとり親家庭には、児童扶養手当等の活用と併せ、学び直しや就労定着の支援につなげます。

高齢化の進行に伴い、高齢者の夫婦世帯・単身世帯が増える中、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を推進します。医療・介護・予防・生活支援・住まいの一体的な体制整備と地域の実情に応じた取り組みを計画的に推進します。

さらに、障害のある人、外国籍の方、子どもを含むすべての人が安心して暮らし、社

⁸ 将来の妊娠を考えたかどうかにかかわらず、男女が自分たちの健康に向き合い、日々の生活や健康状態をより良い状態に整えていくことです。

⁹ レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時の性別と自認する性が異なる人)の頭文字に、クィアやクエスチョニング(自身の性を定義しない、または模索中の人など)の「Q」を加えた言葉で、性的マイノリティ(少数者)を表す総称の一つとして使われます。

会参加できる環境を整備します。障害者差別解消法の改正により、事業者による「合理的配慮」の提供が義務化された趣旨も踏まえ、地域・事業所での受け入れ体制と相談支援を強化します。また、外国人住民との共生に向けた政府のロードマップや、「地域共生社会」の考え方に沿い、制度や分野の縦割りを越えて、支え合いと参加の仕組みを広げます。

▶ 施策の方向性

- 1 生活困窮世帯（ひとり親家庭等）への経済的自立に向けた支援の充実
- 2 生活の自立支援が必要な高齢者に対する各種支援及び充実
- 3 障がい者の自立に対する各種支援及び充実

具体的事業	部局
①障害福祉事業 ● 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づいた障がい福祉サービスの提供	保健福祉部 障害福祉課
②介護サービス給付事業 ● 通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業を展開し、要介護者の在宅生活の支援、利用者ニーズに合わせたサービス提供の実施	保健福祉部 介護保険課
③生活困窮者自立支援事業 ● 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援事業による生活支援、就労支援等の実施	保健福祉部 生活援護課
④高等職業訓練促進給付金 ● ひとり親に対し、看護師や保育士等の資格取得支援	子供すこやか部 子育て支援課
⑤自殺対策事業 ● 笛吹市自殺対策計画に基づき、市民や関係機関・団体等と連携した自殺対策の推進	保健福祉部 健康づくり課 障害福祉課

市民ができる実践例

- 高齢者・子ども・障がい者などが地域で安心して暮らせるよう地域のコミュニティを大切にしましょう

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
地域づくり活動への企画・運営としての参加者の割合	%	2.2	3.2	保健福祉部 長寿支援課
自殺死亡率 (住所地ベース)	—	23.8	13.0 (R9)	保健福祉部 健康づくり課 障害福祉課

重点目標3-3 結婚から子育てまでの継続した支援

男女ともあらゆる世代が活躍するには、育児・介護による時間的制約や心理的負担を軽減し、仕事と生活の両立を当たり前に行える環境整備が不可欠です。

育児・介護休業法は近年の改正により、出生直後に柔軟に取得できる休業（いわゆる産後パパ育休）や、2025年4月から段階的に拡充される両立措置など、実効性の高い制度運用が進んでいます。制度の周知に加え、職場の理解・業務設計の見直し等、利用しやすい風土づくりを徹底します。

次世代を育む観点では、こども未来戦略に沿って、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の強化や、家計負担の軽減に向けた法改正が進められています（子ども・子育て支援法等の改正）。これらの枠組みを活用し、働きながら安心して子どもを産み育てられる地域の支援体制を整備します。

また、若年層では経済的不安や出会いの機会の不足が結婚・子育ての妨げになっている実態が指摘されていることから、自治体や関係機関と連携し、出会い・結婚支援、結婚新生活の立ち上げ支援、機運醸成などを総合的に進めます。

上記の取り組みを通じて、男女ともに働きやすく、働きながら安心して子どもを産み育てられる社会づくりを推進します。

▶ 施策の方向性

1 結婚から子育てまでの各種支援制度の充実と情報発信及び普及

具体的事業	部局
①ファミリーサポートセンター事業 ●子どもの預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員の相互援助活動による子育て世帯の支援	子供すこやか部 子育て支援課
②子どもすこやか医療費助成事業 ●満18歳未満の児童の保険診療に係る一部負担金を助成し、子育て家庭の医療費負担の軽減推進	子供すこやか部 子育て支援課

③子育て世帯住宅取得補助事業 ●子育て世帯の住宅取得費用等の支援	総合政策部 企画課
④私立保育所等施設整備事業 ●老朽化している私立保育所等の施設整備・改修事業に対する経費の一部を補助	子供すこやか部 保育課
⑤障がい児相談支援体制の充実 ●障がい児及び保護者等からの相談支援の充実 ●療育方法等に関する情報提供	保健福祉部 障害福祉課

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
合計特殊出生率	—	1.56	1.63	総合政策部 政策課

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
母子手帳アプリ 「ふえふきっず」ダ ウンロード数	件	—	2,314	子供すこやか部 子育て支援課
新婚世帯・子育て 世帯への住宅関係 補助金の申請件数	件	118	118	総合政策部 企画課
障がい児に関する 相談件数	件	227	270	保健福祉部 障害福祉課

重点目標3-4 困難な問題を抱える女性への支援

【困難な問題を抱える女性支援計画】

女性を取り巻く課題は、DVや性暴力、生活困窮、家族関係の不和、精神疾患や障害、孤立・孤独など、複雑かつ多様な形であらわれ、複合的に重なりやすくなっています。こうした状況を踏まえ、国は令和4年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を制定し、令和6年4月から施行しました。また、令和5年には国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示され、都道府県には基本計画の策定が義務付けられ、市町村にも基本計画を定める努力義務が課されています。

本市においては、市民に最も身近な相談窓口として、困難な問題を抱える女性一人ひとりの意思と人権を尊重し、その背景や心身の状況に応じた支援につなぐ役割を担います。男女共同参画の視点に立ち、県や関係機関、民間支援団体と連携しながら、相談から一時保護、自立支援に至るまで切れ目のない支援を進め、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるまちの実現をめざします。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 相談機能の充実や一時保護・自立支援体制の構築

具体的事業	部局
①ひとり親家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭が生活・就労・子育ての面で安定した生活を確保できるようにするための総合的支援ネットワークの整備 ●就業相談・人材育成・子育て支援制度の周知など、必要な支援につなぐ切れ目のない支援体制の強化 	子供すこやか部 子育て支援課
②生活困窮者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の生活再建、就労支援、家計相談などを一体的に進めるための包括的自立支援体制の整備 ●関係機関と連携した早期発見・早期支援につなぐ支援ネットワークの強化 	保健福祉部 生活援護課
③さまざまな困難を抱える人への支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ●広報紙・SNS・庁内窓口・教育・保育機関等を通じた相談窓口や支援制度の周知環境の整備 ●相談支援従事者を対象とした研修や事例検討を通じた支援の質向上と専門性強化 	市民生活部 市民活動支援課 子供すこやか部 子育て支援課 保健福祉部 生活援護課

④支援の質向上に向けた人材育成と体制強化

- DV・性暴力・貧困・精神保健・トラウマなどに関する理解を深めるための相談支援従事者への専門研修の実施
- 事例検討会やケース会議等を通じた支援スキル・判断力向上のための継続的学習機会の整備

市民生活部
市民活動支援課

子供すこやか部
子育て支援課

保健福祉部
生活援護課
健康づくり課
障害福祉課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 困難な問題を抱える女性への支援が男女共同参画の視点から着実に推進されるよう、必要な提言や意見交換を行います

市民ができる実践例

- 困難な課題に対して、抱え込むことはせず、公的な機関に相談しましょう

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
DV通告・相談件数	件	78	50	子供すこやか部 子育て支援課
女性の就労相談	件	4	10	子供すこやか部 子育て支援課

基本目標4 男女が地域で輝くまちづくり

重点目標4-1 地域における男女共同参画の推進

人口減少下で地域の活力を持続させるには、行政だけでなく、住民主体の多様な地域活動を広げ、世代や立場を超えて連携することが不可欠です。

内閣府は、地域に根差した組織における女性の参画拡大や、課題解決に向けた多主体の協働を推進しています。本市でも、地域の組織・団体において、特定の活動や役割が一方の性に偏らないようにしつつ、方針決定過程への女性の参画拡大と、男女共同参画の視点を地域活動に反映させます。また、担い手確保と負担の見える化や軽減のため、役員層の多様化、情報共有のデジタル化等を進めます。

厚生労働省の「地域共生社会」では、住民主体の支え合いの仕組みやICT活用による参加促進・負担軽減の実践が示されています。今後は、自治会・町内会、PTA、福祉・子育て・環境などの各分野で、若年層を含む多様な世代の男女が参画しやすい環境整備を一体的に推進します。

▶ 施策の方向性

- 1 地域における男女共同参画の情報の発信及び普及啓発
- 2 地域の男女共同参画を進めるための支援の充実

具体的事業	部局
①議会傍聴促進 ●「笛吹市議会だより」及び市民窓口館2階戸籍住民課窓口の「広告モニター」で案内を実施	議会事務局

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 自治組織などにおける出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します

地域のみなさんが行うこと

- 地域コミュニティを持続していくため、多様な住民が参加できる環境づくりを推進しましょう
- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう

市民ができる実践例

- 地域活動や自治組織活動に関心を持ち、その必要性について理解を深め、参加しましょう
- 地区の総会に興味を持ち、参加しましょう
- 個人と地域とのつながりについて考えてみましょう（共助の活動など）
- 議会を傍聴するなど地域の政策に興味をもちましょう

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
女性行政区長数	人	4	5	総務部 総務課

参考指標

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
市民活動・ボランティアセンターの登録団体数	団体	58	65	市民生活部 市民活動支援課
市民講座参加者数	人	1,292	1,400	教育委員会 生涯学習課

重点目標4-2 防災・減災対策への女性の参画

大規模災害や感染症流行などの非常時には、平常時の固定的な性別役割分担意識が表面化し、家事・育児・介護などの負担が女性・女児に偏りやすく、DVや性被害・性暴力の相談も増える傾向が指摘されています。コロナ期の調査や相談動向からも、家事・育児時間の増加や性暴力相談の増加が確認されています。

このため、地域の防災力を高めるには、多様な視点を意思決定に反映させることが重要です。内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に沿って、自主防災組織や消防団での女性の積極的登用、参画を進め、平常時から訓練、計画づくりに関与する体制を整備します。消防庁も女性消防団員の活躍推進を位置付け、入団促進や活動環境の整備を進めています。

また、避難所運営では女性が参画し、プライバシーや衛生・防犯、性暴力防止、物資（生理用品等）を含む配慮を徹底するなど、男女共同参画の視点に立った運営を行います。

これらの取り組みを通じ、非常時に脆弱化しやすい領域でのジェンダー課題を最小化し、誰もが安全・安心に避難及び生活ができる地域の仕組みを構築していきます。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 防災・減災分野における女性の参画の推進

具体的事業	部局
①自主防災組織活動支援事業 ● 総合防災訓練、土砂災害訓練などにより「自分の命は自分で守る」という意識の醸成に努め、自助、共助による地域防災力の向上を図る	総務部 防災危機管理課
②消防団活動推進事業 ● 地域全体で消防団を応援する体制を構築し、「地域の安全安心は自分たちで守る」という災害に強い地域づくりの推進	総務部 防災危機管理課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 行政区へ出前講座を行うなど市と協働し学習の場を提供します
- 市と協働し、男女共同参画の視点を防災分野に取り入れるための助言をします
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画作成の促進に取り組みます

市民ができる実践例

- 行政区の活動に積極的に参加しましょう
- 地域の防災・減災について積極的にかかわりましょう
- 男女共同参画の視点を取り入れた地区防災計画の作成に取り組みましょう

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
女性消防団員数	人	15	15	総務部 防災危機管理課

基本目標5 男女共同参画推進体制の充実

重点目標5-1 政策方針決定過程への女性参画の拡大

社会全体として女性の方針決定過程への参画は進んできたものの、依然として十分とは言えません。引き続き、あらゆる分野で女性の政策・方針決定過程への参画拡大を図ります。国はポジティブ・アクション¹⁰の推進や、審議会等の構成・公務部門の登用に関する数値目標の設定を位置付けており、地方公共団体にも実情に応じた目標設定と主体的な取り組みが求められています。

まず行政分野では、市役所の管理職等への女性登用について、課題分析に基づく数値目標を設定し、採用・育成・配置・評価まで一体で推進します。併せて、本市に関係する審議会等でも、性別に偏らない構成となるよう、委員選任の方針・プロセスを明確化し、継続的にモニタリングします。

女性が能力を十分に発揮できるよう、長期的な視点での人材育成を強化します。併せて、民間分野とも連携し、管理職登用や情報公開の先進事例を共有しつつ、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・見直しや情報公表（例：男女の賃金の差の公表義務の対象企業での対応）を後押しします。

上記の取り組みを通じ、行政・審議会・民間の各領域で、女性の参画拡大と意思決定の多様化を着実に進めます。

▶ 施策の方向性

1 市政や審議会等への女性の参画の推進

具体的事業	部局
①女性職員の昇任昇格試験等への受験促進及び性差によらない任用 ●昇任、昇格基準を在級年数から年齢対象に変更	総務部 総務課
②市各部署配属における男女の偏りの緩和 ●人事異動時に配慮	総務部 総務課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し学習の場を提供します

事業者が行うこと

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう

¹⁰ これまで、社会の慣習や固定的な役割分担などによって生じてきた「男女の偏り」を解消するための、積極的な取り組みのことです。「女性の管理職を増やすための目標づくり」や「男性の育休取得の推進」などが相当します。

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう

数値目標 (KPI)

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
市の管理職における女性の割合	%	25.0	30.0	総務部 総務課
審議会等の女性登用割合	%	29.9	33.0	市民生活部 市民活動支援課

重点目標5-2 男女共同参画推進条例・都市宣言の啓発・推進

本市は、平成23年に市民提案型の「笛吹市男女共同参画推進条例」を制定（平成26年1月3日施行）し、その理念を基に取り組みを進めてきました。

また、平成26年度に男女共同参画推進委員会とともに「男女共同参画都市」を宣言し、条例と男女共同参画プランを両輪として、市・市民・事業者・男女共同参画推進委員会が連携して推進してきました。

現行の第4次プラン（令和3～7年度）でも、方針決定への参画拡大や地域・職場・家庭での実効的な取り組みを位置づけています。今後も、関係主体がそれぞれの役割を担い、協働により一層の推進を図ります。

▶ 施策の方向性

Ⅰ 男女共同参画条例と宣言の普及と推進

具体的事業	部局
①男女共同参画条例や都市宣言の周知 ● 広報紙の推進委員会欄で条例や都市宣言についての内容の紹介	市民生活部 市民活動支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、学習の場を提供します
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう

数値目標 (KPI)

	数値 単位	基準値 (R7)	目標値 (R12)	部局
男女共同参画推進 条例を知っていると 答えた人の割合	%	39.7	50.0	市民生活部 市民活動支援課

重点目標5-3 多様な団体における男女共同参画の推進

男女共同参画の実現には市のみならず市民一人ひとりの理解と主体的な参画が不可欠であるとの認識のもと、市・市民・事業者・関係機関・各種団体が連携し、地域・職場・家庭・教育などあらゆる場面に男女共同参画の視点を根付かせる取り組みを進めます。具体的には、男女共同参画推進委員会と各種団体の交流を支援し、学習会やフォーラム、ワークショップ等を通じて普及啓発を図るとともに、広報紙や市ホームページ、SNSを活用した分かりやすい情報発信と相談先の周知を強化します。

また、企業・団体に対しては研修や実践事例の共有、行動計画づくりの支援を行い、職場環境の整備と意識改革を後押しします。さらに、既存の女性組織を含む多様な当事者・団体との協働を促進し、意思決定の場で女性の意見が適切に反映される仕組みづくりを進めるとともに、若者や子育て世代、高齢者、障害のある人、外国籍住民など誰もが参加しやすいよう、オンライン併用や一時預かり、柔軟な時間設定等の環境を整えます。これらの取り組みを通じて、市全体が一体となって男女共同参画を推進し、誰もが尊重され能力を発揮できる地域社会の実現をめざします。

▶ 施策の方向性

1 多様な団体の男女共同参画を進めるための環境の整備

具体的事業	部局
①自治組織や多様な団体などに男女共同参画に関する出前講座の実施 ● 笛吹市男女共同参画推進委員会の活動として、出前講座による啓発活動の検討	市民生活部 市民活動支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 市と協働し、学習の場を提供します
- 多様な団体等との連携交流によって意識の啓発を図ります

事業者が行うこと

- 多様な視点に配慮できるよう、方針決定過程への女性の参画を進めましょう

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう

重点目標5-4 推進状況の検証

男女共同参画の意識浸透や施策の進捗を継続的に検証し、結果を施策の実施方法や次期プランの見直しに反映させることで、本プランの実効性を高め、PDCAサイクルを確立します。

本市の施策については、笛吹市男女共同参画推進条例第13条に基づき、今後も年次状況報告を公表します。併せて、市民の意識の浸透度は、地域や世代、性別の差異に配慮したモニター制度等により把握し、課題の特定と改善に活用します。さらに、男女共同参画推進委員会の活動は、統一フォーマットで記録・蓄積し、評価・提言に結びつけることで、取り組みの質の向上と継続的な改善を図ります。

▶ 施策の方向性

- 1 年次状況報告の公表
- 2 モニタリング制度の創設

具体的事業	部局
①年次状況報告の公表 ● 男女共同参画推進委員会の活動を統一フォーマットで記録・蓄積し、市民に公表	市民生活部 市民活動支援課
②モニタリング制度の創設 ● 推進委員経験者によるモニタリング制度の創設に向けた検討	市民生活部 市民活動支援課

男女共同参画推進委員会の活動の方向性

- 統一フォーマットによる年間を通じた活動の記録と検証など推進活動のデータの蓄積と検証を行います

市民ができる実践例

- 学習会などに積極的に参加しましょう

数値目標(KPI)一覧

	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)	部局
人権擁護教室の開催数	回	2	3	市民生活部 市民活動支援課
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきとの考えに反対であると答えた割合	%	73.2 (R7)	75.0	市民生活部 市民活動支援課
男性の休日において家事・育児に費やす平均時間	分	139 (R7)	185	市民生活部 市民活動支援課
男性職員の育児休暇取得率	%	—	100	総務部 総務課
配偶者暴力相談支援センターという言葉を知っていると答えた人の割合	%	26.0 (R7)	70.0	市民生活部 市民活動支援課
保育所待機児童の数	人	0	0	子供すこやか部 保育課
家族経営協定の申請件数	件	81	100	産業観光部 農林振興課
合計特殊出生率	—	1.56	1.63	総合政策部 政策課
女性行政区長数	人	4	5	総務部 総務課
女性消防団員数	人	15	15	総務部 防災危機管理課
市の管理職における女性の割合	%	25.0	30.0	総務部 総務課
審議会等の女性登用割合	%	29.9	33.0	市民生活部 市民活動支援課
男女共同参画推進条例を知っていると答えた人の割合	%	39.7	50.0	市民生活部 市民活動支援課

※基準値として令和6年と令和7年の数値を用いています。

男女共同参画推進委員会 各部会取り組み一覧

本市には、男女共同参画を推進するために、市長が委嘱した委員で組織される男女共同参画推進委員会があります。

推進委員会は「啓発活動部会」と「広報部会」の2つの部会で構成されています。

第5次プランの趣旨に則り、次表の通り、各部会が目指す「市の男女共同参画の姿」を定め、推進活動を企画・推進していきます。

部会	部会が目指す 「市の男女共同参画」の姿	今後の活動予定
啓発活動部会	地域に出よう、支え合おう、認め合おう、みんなが活躍できるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場を考えるための実態調査の実施 ・企業との交流会、研修会の開催 ・防災をテーマとした避難所運営における地域課題への解決 ・簡単クッキングの開催
広報部会	市民の目線に立ったよりわかりやすい情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙へ掲載するための取材、寄稿活動 ・他市町村広報紙からの情報収集 ・推進委員会活動の市広報紙への掲載（市内回覧・他市町村へ配布） ・広報紙に専門用語の説明を掲載



第6章 計画の推進体制

1 附属機関

男女共同参画審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民委員により構成されており、市長の諮問に応じて、本市の男女共同参画施策に関する重要事項について調査・審議します。また、審議会では、基本計画や本市の施策について意見を述べたり、笛吹市男女共同参画推進条例第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申し出に関する事項や、計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行っています。

2 市民・企業・団体との協働による推進体制

男女共同参画推進委員会

男女共同参画プランに基づき男女共同参画を推進するために、市長が委嘱した委員で組織される機関です。平成19年度に第1次プラン策定のための既存の男女共同参画委員会から、発展的に男女共同参画推進委員会へと組織変更しました。市民の立場から、男女共同参画の推進、基本計画の策定支援、施策などについて、調査及び事業の推進を図ります。

3 庁内の推進体制

男女共同参画推進本部・男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画推進本部は、本市における男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するための庁内本部です。市長が本部長、副市長が副本部長、部局長級職員が本部員となり、本市の男女共同参画を進めるために、基本計画の推進や重要事項の決定、施策の総合調整及び調査審議について協議等を行います。また、本部員に推薦された職員を委員とした男女共同参画庁内推進会議では、本部に付議する事項の整理及び本部から指示された事項の調査検討を行います。

第7章 資料編

1 市民アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査期間:令和7年10月10日から10月28日まで

配布数:1,800通(郵送配布)

回収数:郵送回収335通、Web回答199通、合計534通

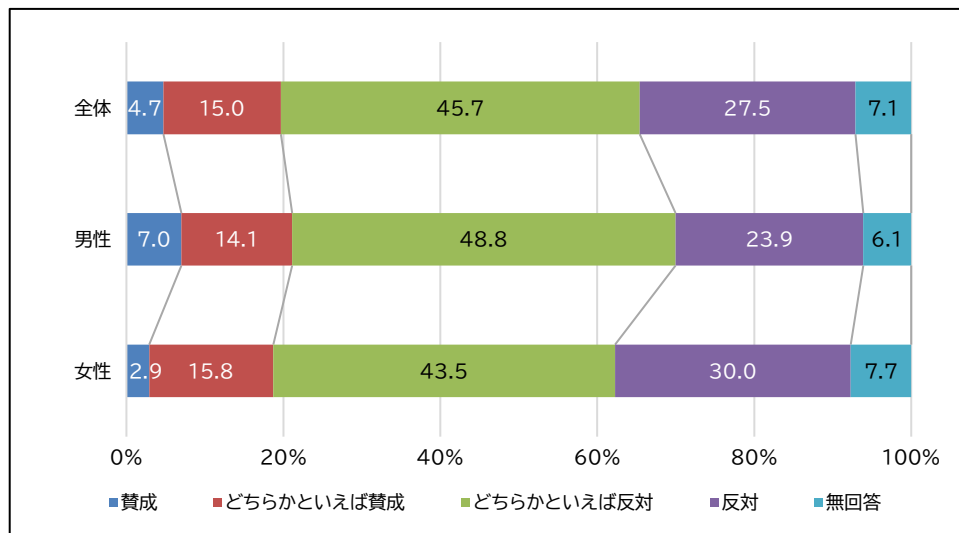
回収率:29.7%

(2) 調査結果

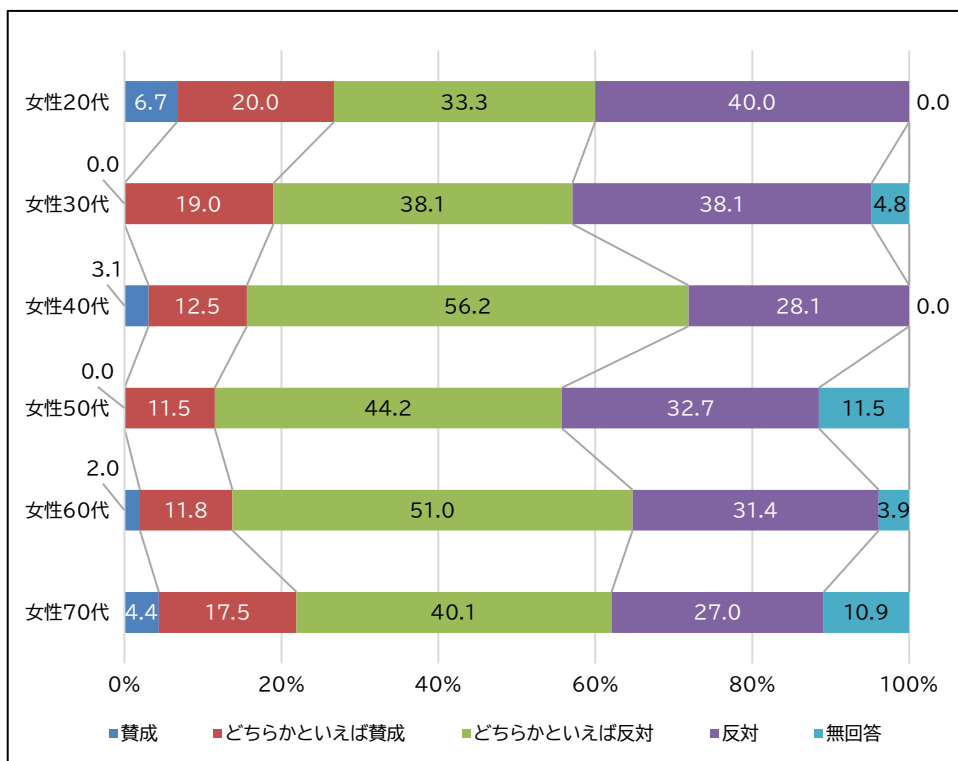
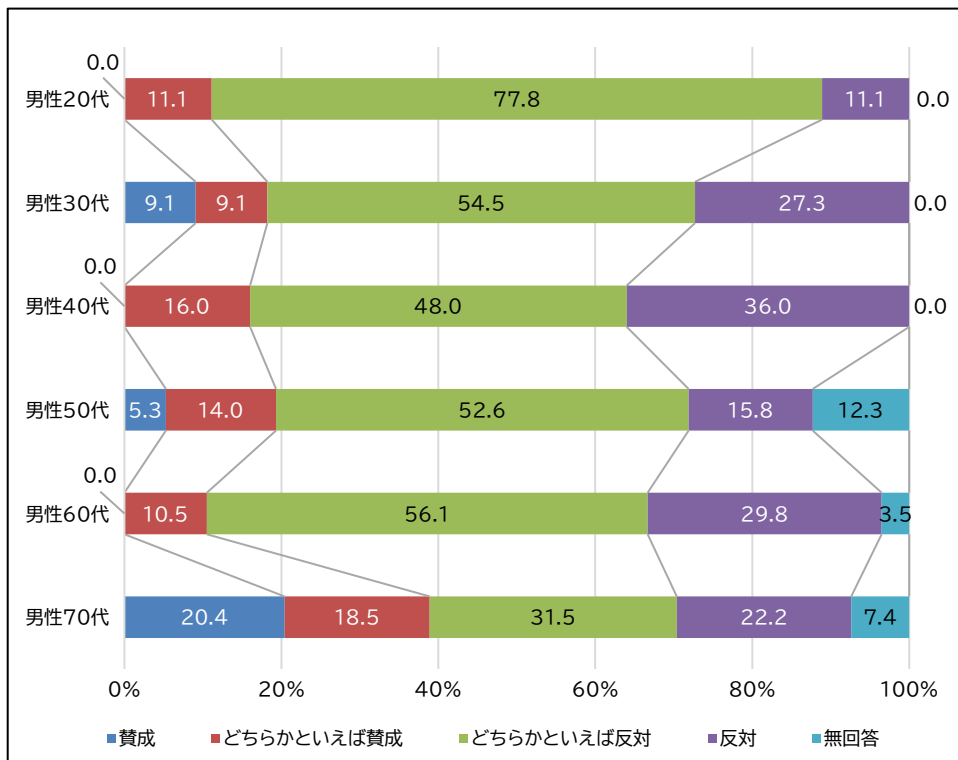
特に表記がない限りサンプルサイズ(n)は、全体=534、男性=213、女性=310、単位は(%)です。

問1:夫は外で働き、妻は家で家庭を守るべきである」という考え方をどう思いますか。

「賛成(賛成+どちらかといえば賛成)」との回答は、女性よりも男性がやや多くなっています。全体での反対意見は、73.2%(45.7%+27.5%)となっており、第4次プランで掲げたKPIの目標値70.0%を上回っています。

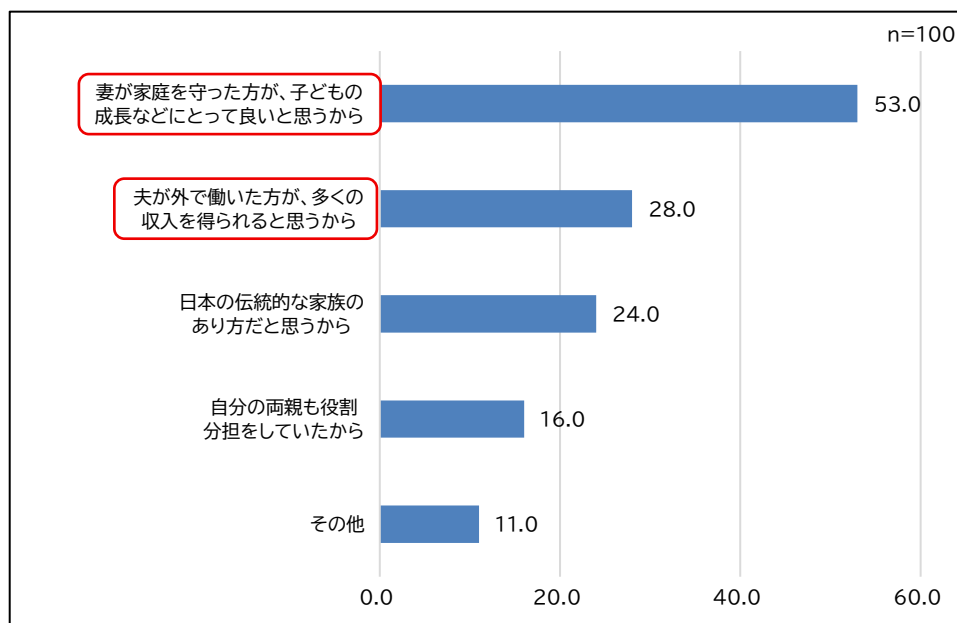


年代別で見ると、男性では70代で「賛成」との意見が多くなっています。女性は20代と70代で「賛成」の意見が多くなっています。



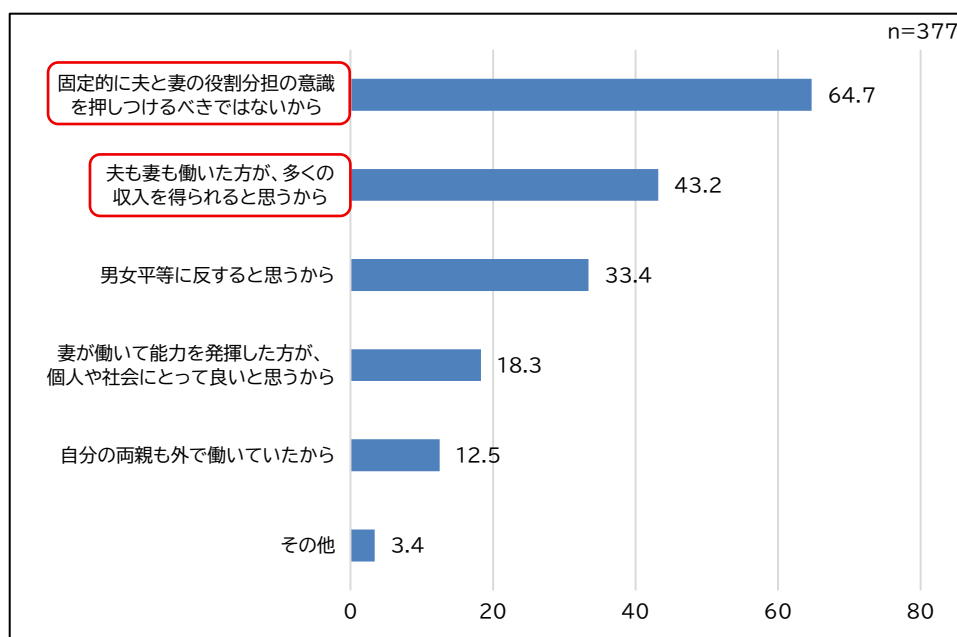
問2:問1で「1. 賛成」または「2. どちらかといえば賛成」と答えた方にお聞きします。賛成と思うのはなぜですか。(複数回答)

「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」との回答が最も多く、次いで「夫が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから」が多くなっています。



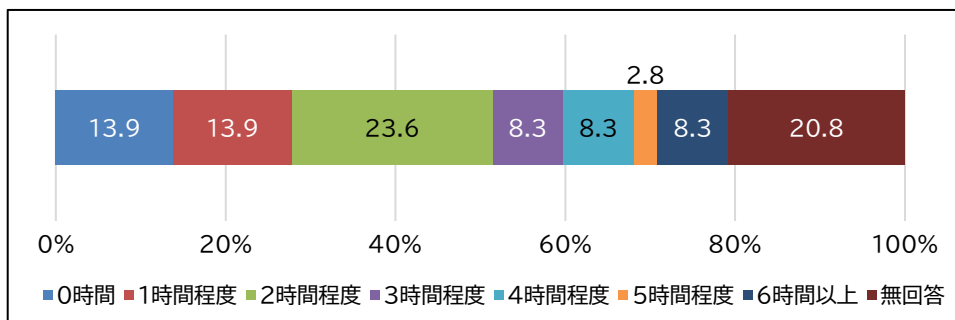
問3:問1で「3. どちらかといえば反対」または「4. 反対」と答えた方にお聞きします。反対と思うのはなぜですか。(複数回答)

「固定的に夫と妻の役割分担の意識を押しつけるべきではないから」が最も多く、次いで「夫も妻も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」が多くなっています。

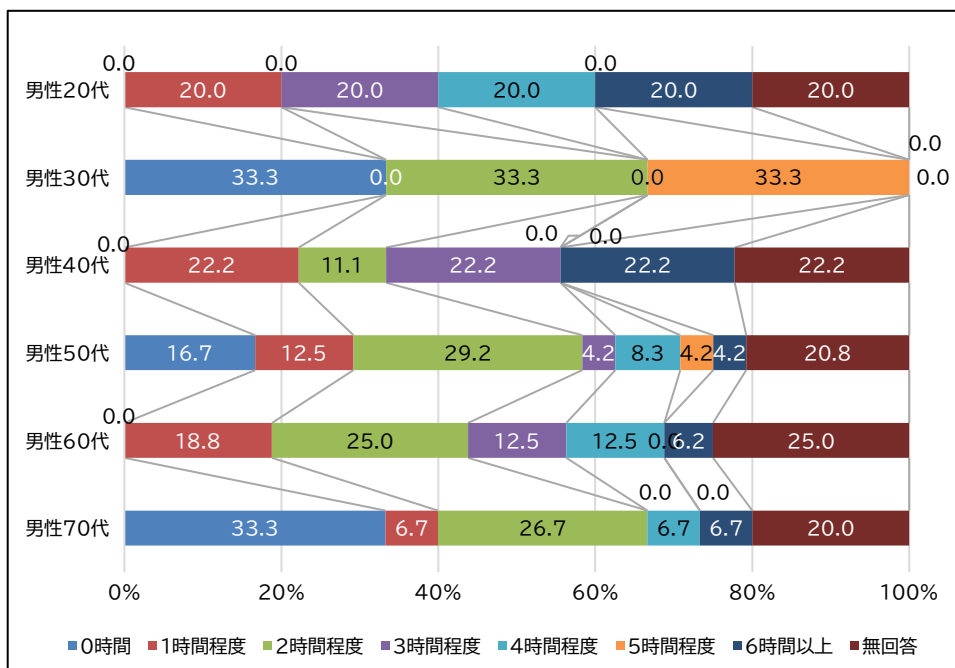


問4:あなたが休日に家事・育児・介護等に費やす時間はどのくらいですか。

男性の平均時間(分)は「139分」となっており、第4次プランのKPI目標値「100分」を上回っています。



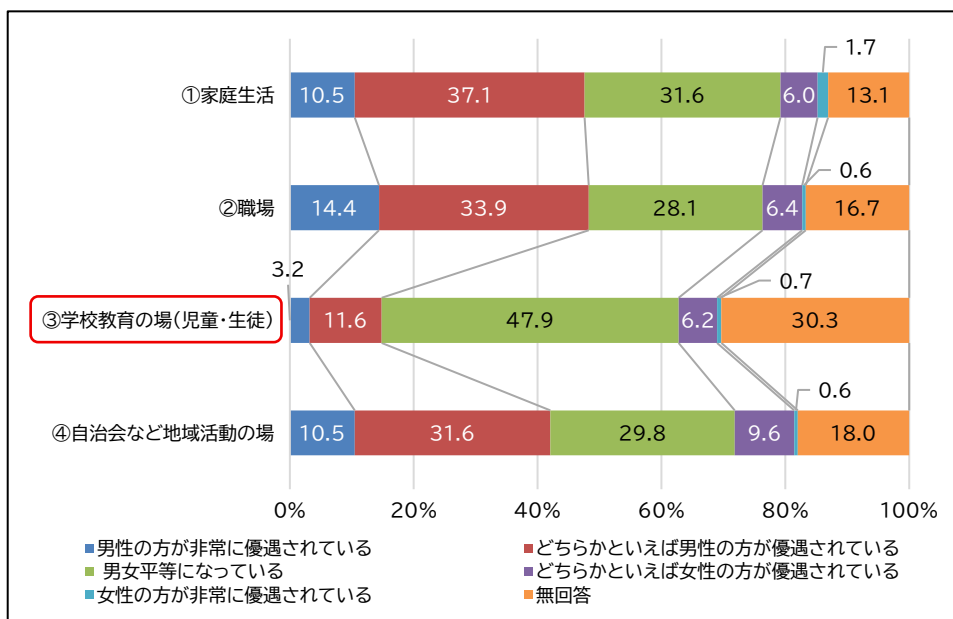
年代別にみると、一人暮らしが多い30代を除き、70代の「0時間」「1時間程度」が他の年代よりも多い傾向があります。



問5:家庭や職場などで男性と女性のどちらかが優遇されていると感じることがありますか。①家庭生活、②職場、③学校教育の場(児童・生徒)、④自治会など地域活動の場についてお答えください。

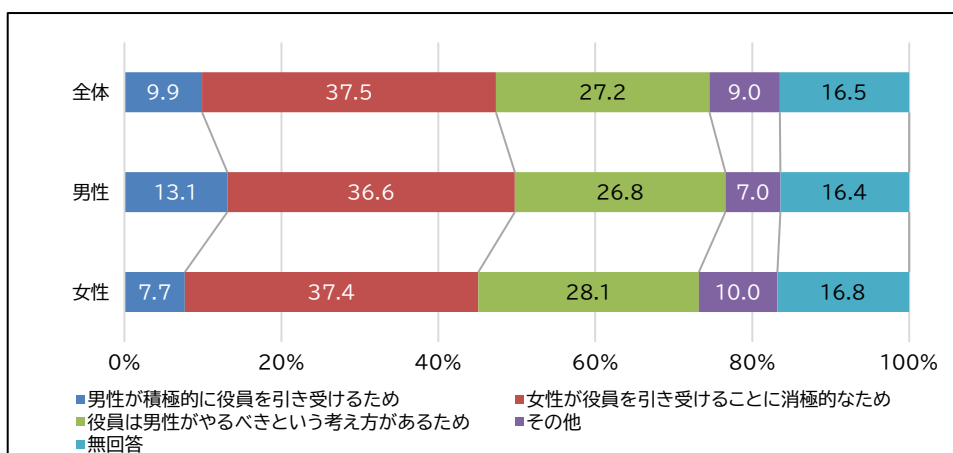
学校教育の場を除き、男性の方が優遇されている(男性の方が非常に優遇されている+どちらかといえば男性の方が優遇されている)との回答が多くなっています。

学校教育の場では、男女平等になっているとの回答が多くなっています。



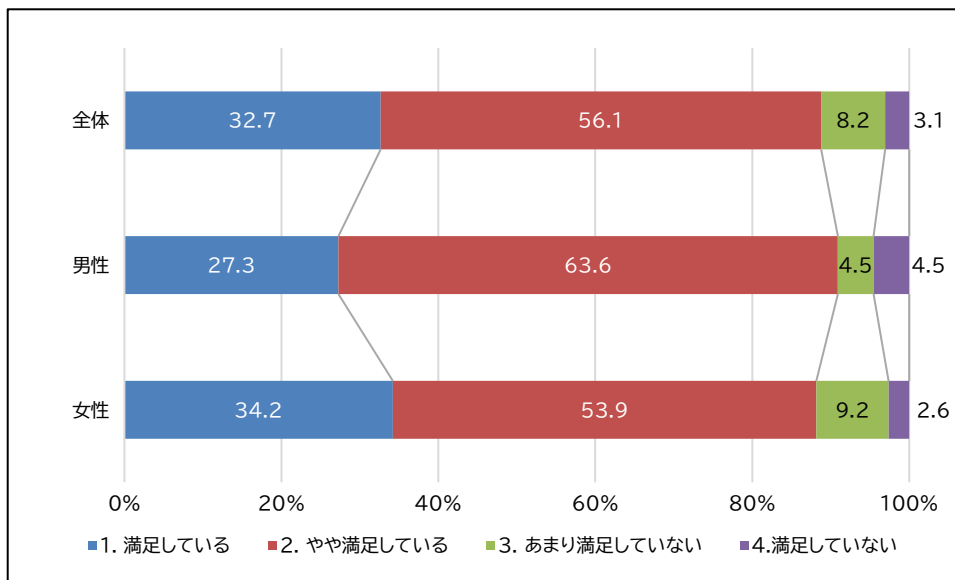
問6:あなたは、自治会など地域活動の場で女性が活躍できない理由は何であると考えますか。

全体においても性別においても「女性が役員を引き受けることに消極的なため」が最も多くなっています。「男性が積極的に役員を引き受けるため」との回答は、男性で多くなっており、女性より5.4ポイント高くなっています。



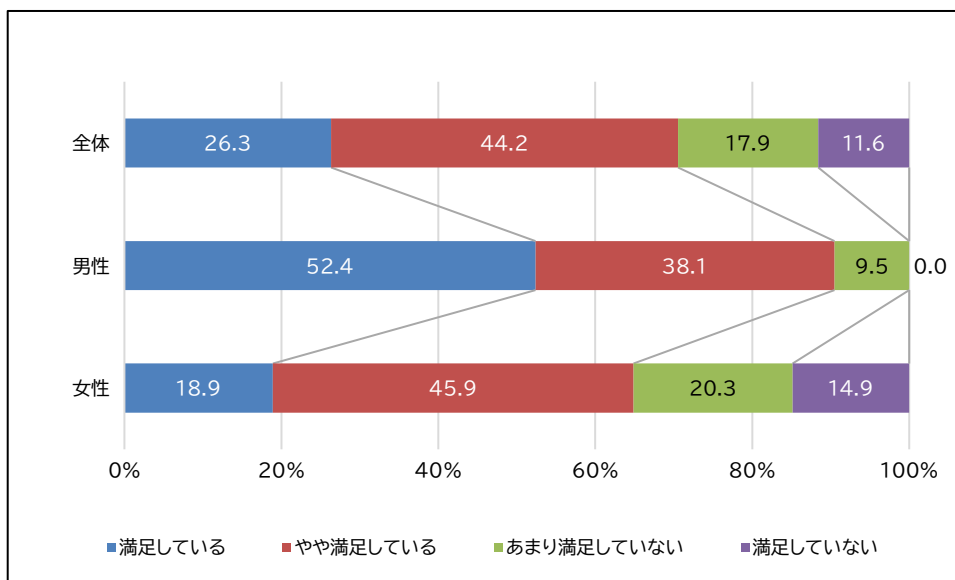
問7:あなたは「子育てへの関わり」について、満足がいく関わりができていますか(いましたか)。【子どもをお持ちの方で層別、無回答を除く】

「満足している(満足している+やや満足している)」との回答が多くなっています。性別では、男性の方が女性より満足度がやや高い結果となっています。



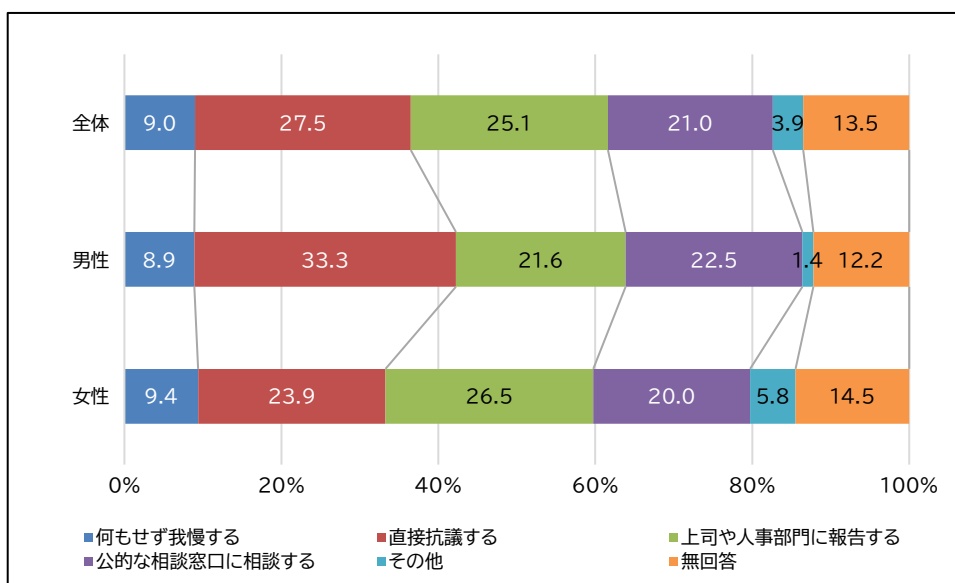
問8:あなたは配偶者(パートナー)の「子育てへの関わり」には、満足していますか(いましたか)。【子どもをお持ちの方で層別、無回答を除く】

男性の9割以上は配偶者の関わりを「満足している(満足している+やや満足している)」と感じています。一方で、女性の満足との回答は64.8%と、男性ほど配偶者の関わりに満足していない結果となっています。



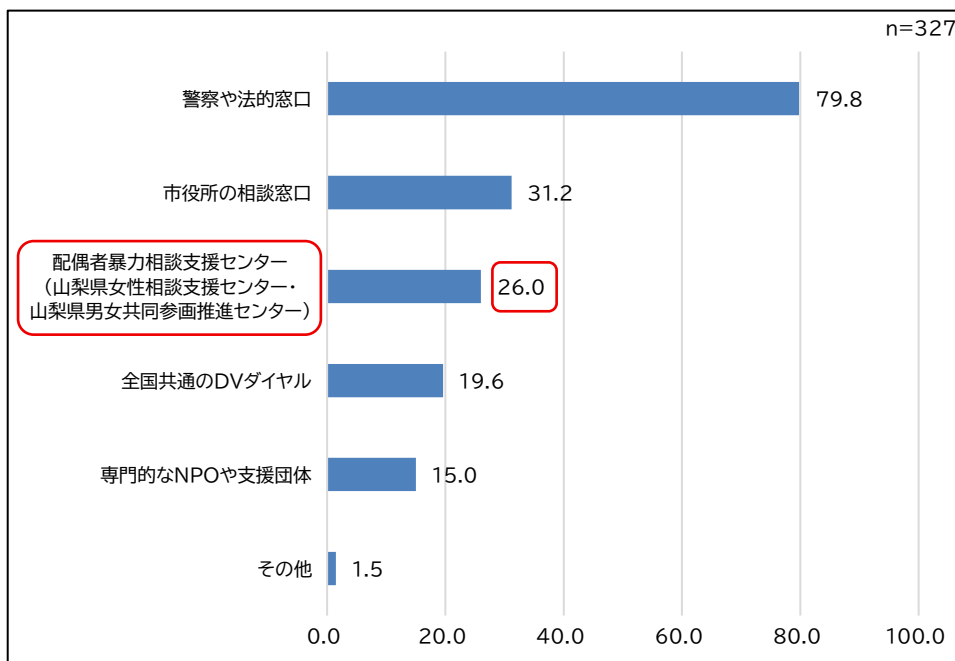
問9:性的な言動を受けた場合、どのような行動を取りますか。

「直接抗議する」との回答が最も多くなっています。特に男性においては女性よりも10ポイント近く高くなっています。



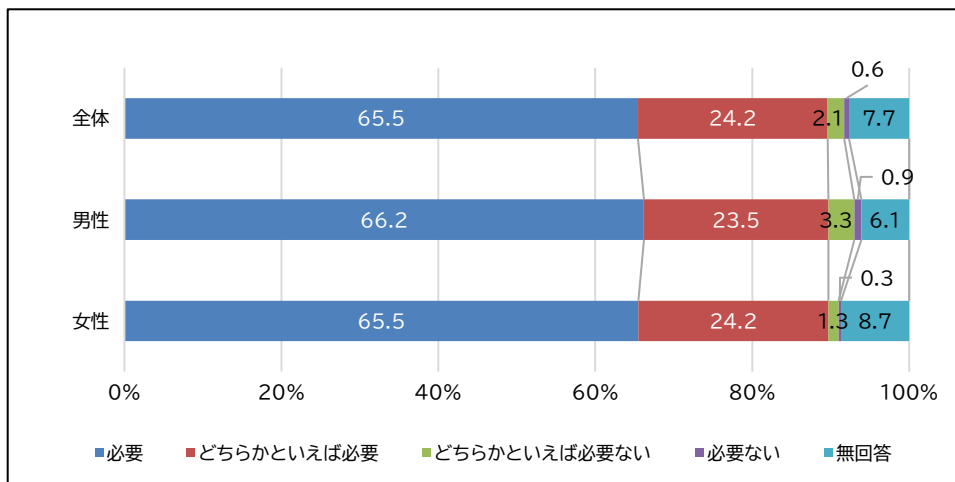
問10:以下のDVの相談先で、知っているものをすべてお答えください。

「警察や法的窓口」の認知度が高くなっています。第4次プランのKPI「配偶者暴力相談支援センターの認知度」は、目標値の70.0%に対して、26.0%と大きく下回っています。



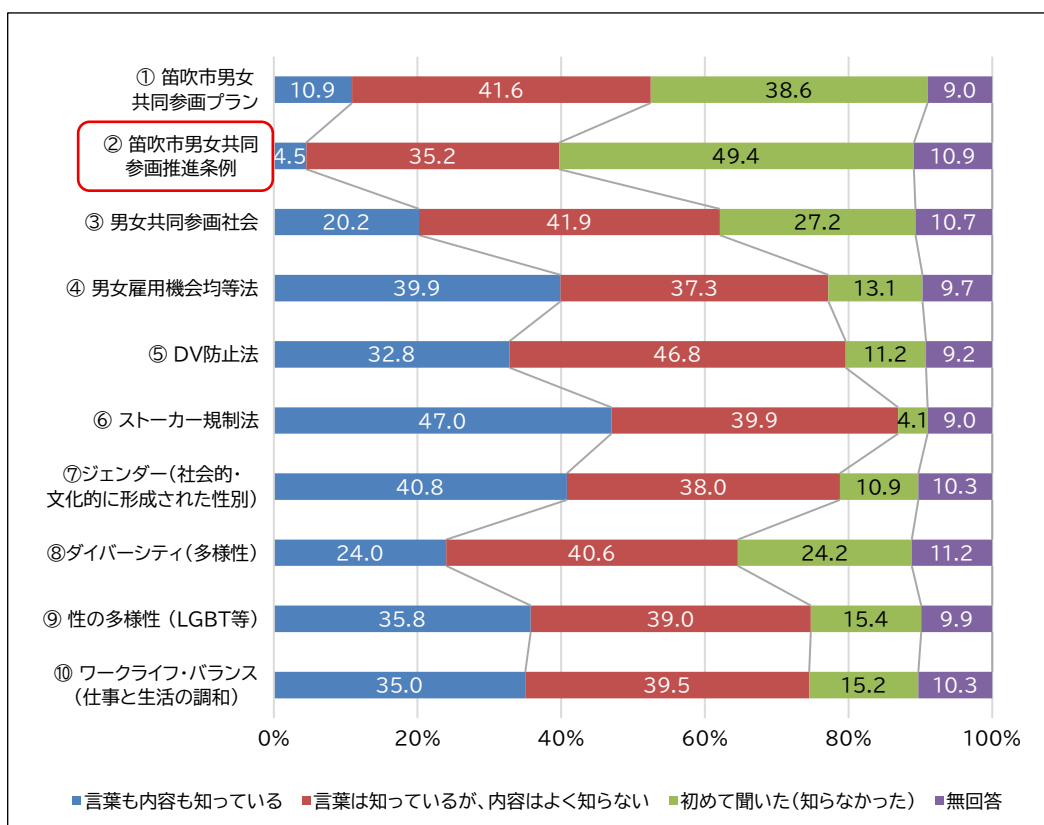
問11:防災対策、避難所運営体制などにおいて、性別などに配慮した対応が必要だと思いませんか。

必要(必要+どちらかといえば必要)との回答が約9割となっています。性別による違いは見られません。



問12:以下の①～⑩の言葉で、知っているものをすべてお答えください。

「笛吹市男女共同参画推進条例」を知っている(言葉も内容も知っている+言葉は知っているが、内容はよく知らない)との回答は最も低く39.7%となっており、目標値(KPI)の50.0%を下回っています。





2 諮問書

笛市第 1559 号

令和 7 年 12 月 25 日

笛吹市男女共同参画審議会

会長 山内 幸雄 殿

笛吹市長 山下 政樹

第 5 次笛吹市男女共同参画プランについて(諮問)

このことについて、笛吹市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、第 5 次笛吹市男女共同参画プランの策定について、御審議いただくよう諮問いたします。

笛吹市では、平成 23 年に公布した笛吹市男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、令和 3 年 3 月に第 4 次笛吹市男女共同参画プランを策定しました。

このプランは、「笛吹市男女共同参画推進条例」第 12 条第 1 項に定める基本的な計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村の計画を包含し、一体として男女共同参画社会実現のための施策を総合的・計画的に推進するために定めた計画となります。

現行プランが令和 8 年 3 月に計画期間の満了を迎えることから、「第 5 次男女共同参画プラン」を策定する必要があります。

現行計画の成果を継承し社会経済情勢の変化に伴う新たな課題の解決を図るための計画を策定するため、貴審議会からの意見を求めます。

第 5 次笛吹市男女共同参画プランについて



3 答申書

令和 8 年 3 月 23 日

笛吹市長 山 下 政 樹 様

笛吹市男女共同参画審議会

会 長 山 内 幸 雄

第 5 次笛吹市男女共同参画プランについて(答申)

令和 7 年 12 月 25 日付け、笛市第 1559 号で諮問のありました第 5 次笛吹市男女共同参画プランについて、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり意見を添えて答申します。

1 諮問に対する答申

第 5 次笛吹市男女共同参画プラン(案)については、本市の男女共同参画条例の基本理念に則り、社会情勢や本市の現状と特性を踏まえ、今後の男女共同参画社会のあるべき姿を見据えた取組などが示されています。

また、当審議会において出された意見も反映されており、このとおり策定されることを適当と認めます。

なお、本プランの推進にあたっては、基本目標の事項に十分配慮し、市民、事業者の皆様と協働し、着実に推進されることを要望します。



4 笛吹市男女共同参画推進条例

○笛吹市男女共同参画推進条例

平成 23 年 9 月 28 日

条例第 17 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止(第 9 条・第 10 条)

第 3 章 基本的施策(第 11 条—第 23 条)

第 4 章 推進体制の整備(第 24 条—第 29 条)

第 5 章 補則(第 30 条)

附則

笛吹市は、古来、政治、文化、産業面で地域の中心として機能してきた歴史を有し、天与の温泉、豊かな自然、桃・ぶどう生産量日本一を誇る農業と観光を主体としたまちである。この背景には、農業、観光業等に家族とともに汗を流し、その合間を縫っての家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがある。

一方で、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等により、女性が方針決定へ参画し難い現状もみられる。

日本国憲法においては、個人の尊厳の尊重と男女平等がうたわれる中で、こうした状況を踏まえると、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)


第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。


(2) 市民 国籍を問わず、住民登録の有無にかかわらず市内に住む人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいう。

- 
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
 - (4) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
 - (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わるすべての者をいう。
 - (6) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
 - (7) 積極的改善措置 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものをいう。
 - (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (7) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に推進されること。



(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と相互に連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び市民自ら企画する男女共同参画の推進に関する活動に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。

(自治組織等の責務)

第 7 条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。

2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。

3 自治組織等においては、男女が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別を理由に異なる取扱いをしないよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第 8 条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

第 2 章 性別による権利侵害の禁止


(個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

第 9 条 何人も、個人としての尊厳を冒されてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)

第 10 条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為や虐待行為を行ってはならない。



2 何人も、男女間において、セクシュアル・ハラスメント又はそれを助長するような行為を行ってはならない。

第3章 基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画推進の視点を盛り込むよう配慮しなければならない。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、必要な体制を整備するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(情報提供及び啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、前項に規定する啓発活動の浸透状況を把握するように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意事項)


第15条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないようにしなければならない。

(積極的改善措置)

第16条 市長は、各種行政委員若しくは審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員構成の男女比率は、別に定める市の総合計画に掲げる目標値を目指し、努力するものとする。

2 市長は、男女共同参画の視点が職務に反映されるよう市職員に研修を積ませるとともに、性別を前提とした配置を行わないよう努めなければならない。

3 市は、あらゆる政策の企画、立案及び決定において男女が共同して参画する機会を確保しなければならない。



4 市は、事業者等における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。

5 市は、市と工事請負等の契約を行おうとする事業者に対し、第 6 条に基づく男女共同参画推進状況について、報告を求めることができる。

(自治組織等への支援)

第 17 条 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自営業者への支援)

第 18 条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。

(事業者への支援)

第 19 条 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立支援)

第 20 条 市は、男女が家庭生活における活動その他社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(子育てと介護における共助と支援)

第 21 条 家族を構成する男女は、互いに協力して、次世代を担う子の養育と家族の介護に努めなければならない。

2 市は、家族を構成する男女が性別により役割を固定することなく、子育て及び介護を積極的に行うことができるようその環境整備に努めなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第 22 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときには、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

(男女共同参画教育の推進)

第 23 条 市及び教育に携わる者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女が均等に教育を受け能力を発揮できる機会が与えられるよう男女平等教育、生活的自立教育その他の男女共同参画の形成に関する教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進体制の整備

(審議会の設置)

第24条 男女共同参画に関する重要事項について調査審議等を行うため、笛吹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。

(審議会委員)

第26条 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議及び議事)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(推進組織の設置)

第29条 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。



第5章 補則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている輝け男女笛吹プランは、第12条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

5 笛吹市男女共同参画審議会 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	山内 幸雄	憲法学者・大学非常勤講師	学識経験者
副会長	小澤 幸子	笛吹市男女共同参画推進委員会委員長	男女共同参画関係
	今泉 利恵	甲府人権擁護委員協議会笛吹グループ	人権関係
	遠藤 浩之	笛吹市商工会 課長	商工業関係
	小尾 恭一	笛吹市社会福祉協議会事務局長	地域活動関係
	久保田 浩人	笛吹農業協同組合参事役	農業関係
	佐藤 愛子	一宮北小学校 教頭	教育関係
	深澤 和仁	笛吹市副市長	行政関係
	横山 祥子	第7代山梨県立男女共同参画推進センター館長	男女共同参画関係
	吉岡 弘子	笛吹市民生委員・児童委員協議会 理事 笛吹市民生委員・児童委員協議会 児童福祉部会部会長	福祉関係

6 笛吹市男女共同参画推進委員会 委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	小澤 幸子	啓発活動部会
副委員長	上野 美穂	広報部会
啓発活動部会 部会長	三枝 則子	啓発活動部会
広報部会 部会長	三枝 智久	広報部会
啓発活動部会 副部会長	廣瀬 昌範	啓発活動部会
広報部会 副部会長	三井 久美子	広報部会
	雨宮 一敬	啓発活動部会
	有野 幸子	啓発活動部会
	伊藤 真理	啓発活動部会
	菊嶋 喜久江	啓発活動部会
	桐原 ひかる	啓発活動部会
	小林 宏一	啓発活動部会
	志村 直樹	広報部会
	藤原 雄二	啓発活動部会
	冬木 裕二	広報部会
	堀内 智恵子	啓発活動部会

7 計画策定の経過

年月日	経過
令和7年10月10日～ 10月28日	アンケート調査 ・配布数1,800通(郵送配布)
令和7年10月22日 11月26日	男女共同参画推進委員会 ・男女共同参画プランに基づく推進活動の検証
令和7年12月25日	第1回笛吹市男女共同参画審議会 ・諮問 ・第5次笛吹市男女共同参画プラン策定状況について
令和8年1月21日	男女共同参画推進委員会 ・第5次笛吹市男女共同参画プランの確認について
令和8年2月6日	第2回笛吹市男女共同参画審議会 ・第5次笛吹市男女共同参画プラン(案)について
令和8年2月16日～ 3月16日	パブリックコメント
令和8年3月23日	答申



輝けチャチャチャ笛吹の未来

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるために
②あなたが あなたらしく

だ そうだよ かんがえて みようよ ①ゆうき
②かがや

をき だし～て すすむこ とだけさ
き なが～ら

みんなそろって手をたたこ みんなそろって手をたたこ

①わたしが わたしらしく なるため なる
②あなたが あなたらしく

た め に

笛吹市男女共同参画推進委員会



ふ・え・ふ・き・市

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

笛吹市男女共同参画推進委員会家庭部会

ふ だ ん の ま ま で - え ん り よ な く -

5

ふ ん い き よ け り や - き に な ら ぬ -

9

し ん じ て い き よ う ふ え ふ き 市

輝け 男女笛吹プラン

－第5次笛吹市男女共同参画プラン－

発行日：令和8年3月

発 行：笛吹市

山梨県笛吹市石和町市部777

TEL:055-262-4111

FAX:055-262-4115

